



職員の給与等に関する報告及び勧告

令和4年10月

千葉県人事委員会



人委給第103号

令和4年10月13日

千葉県議会議長 佐野 彰 様

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県人事委員会

委員長 諸岡 靖彦

## 職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条及び第26条の規定により、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告するとともに、公務運営について別紙第3のとおり報告します。

## ( 目 次 )

### 別紙第1 職員の給与に関する報告

1	給与勧告の基本的考え方	3
2	職員の給与	4
3	民間給与の調査	4
4	職員の給与と民間給与との比較	5
	(1) 民間給与との較差	
	(2) 特別給	
5	職員の給与と国家公務員給与との比較	5
6	物価及び生計費	5
	(1) 物価指数	
	(2) 標準生計費	
7	人事院の報告及び勧告の概要	6
8	本年の給与改定	6
	(1) 改定についての考え方	
	(2) 改定すべき事項	
9	テレワークに関する給与面での対応	8
10	社会と公務の変化に応じた給与制度の整備	8
11	給与改定実施の要請	9

別紙第2	勧告	11
------	----	----

### 別紙第3 公務運営に関する報告

1	多様で有為な人材の確保	49
2	人材の育成と能力・実績に基づく人事管理	50
	(1) 人材の育成	
	(2) 能力・実績に基づく人事管理	
3	勤務環境の整備	52
	(1) 総実勤務時間の短縮	
	(2) 職員の健康管理	
	(3) 誰もが働きやすい勤務環境の実現	
	(4) ハラスメント防止対策の推進	
4	高齢層職員の能力及び経験の活用	57
5	コンプライアンスの徹底	57

## 別紙第1

# 職員の給与に関する報告

本委員会は、職員の給与に関する条例（昭和27年千葉県条例第50号）の適用を受ける職員（単純な労務に雇用される者を除く。以下「職員」という。）の給与決定等に関連のある諸事情を、昨年の報告以降調査検討してきたが、その概要は次のとおりである。

### 1 給与勧告の基本的考え方

職員の給与は、地方公務員法に基づき、生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等との均衡を考慮して定めるとともに、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされている。

本委員会では、毎年、職員の給与を統計的に調査する一方、本県の民間給与の実態について実地調査を行い、両者の較差を算出するとともに、人事院勧告等を総合的に勘案して議会及び知事に調査結果及び所見を報告し、併せて所要の勧告を行っている。

人事委員会勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものであり、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として行ってきた。民間準拠を基本とするのは、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、県は民間企業と異なり、市場原理による給与決定が困難であることなどから、その時々を経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間企業従業員の給与に職員給与を合わせていくことが最も合理的であり、職員をはじめ広く県民の理解と納得を得られる方法であると考えられるからである。

## 2 職員の給与

本年4月現在で調査・集計した本県の「令和4年人事統計に関する報告」によると、在職者は51,841人であり、それぞれの職務の種類に応じて、行政職、公安職、教育職、研究職、医療職、海事職、福祉職、特定任期付職員及び任期付研究員の9種13給料表が適用されている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用者は9,735人であって、その平均年齢は39.0歳であり、男女別構成は男61.5%、女38.5%、学歴別構成は大学卒62.3%、短大卒12.4%、高校卒25.3%、中学卒0.0%である。これらの職員の給与月額平均は、本年4月現在において356,951円となっている。

また、教員、警察官、医師等を含めた職員全体の給与月額平均は390,180円となる。

(報告資料第1表～第3表)

## 3 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、千葉市人事委員会及び人事院等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した374の事業所について「令和4年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、一昨年、昨年に引き続き、病院は調査対象から除外した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種について、役職段階、学歴、年齢等及び本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況、家族手当及び賞与等の特別給の支給状況等についても調査を行った。

職種別民間給与実態調査の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、89.1%と極めて高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

## 4 職員の給与と民間給与との比較

### (1) 民間給与との較差

前記の人事統計に関する報告及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、本県の職員においては行政職、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種について、役職段階、学歴、年齢が同等であると認められる者同士の4月分の給与額をそれぞれ対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）したところ、民間給与が職員の給与を1人当たり平均1,201円（0.33%）上回っていることが明らかとなった。

（報告資料第24表）

### (2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額4.42月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の支給月数（4.30月）を上回っている。

（報告資料第16表）

## 5 職員の給与と国家公務員給与との比較

「令和3年地方公務員給与実態調査」（総務省）によると、昨年4月1日現在の国における行政職俸給表(一)適用職員の俸給と本県の行政職給料表適用職員の給料の月額を、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により国家公務員を100として比較した本県のラスパイレス指数は、99.8となっており、前年より0.1ポイント低下している。

## 6 物価及び生計費

### (1) 物価指数

総務省による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ全国で2.5%上昇しており、千葉市においても2.4%上昇している。

（報告資料第26表）

## (2) 標準生計費

本委員会が、総務省の家計調査を基礎として算定した千葉市における標準生計費は、本年4月において2人世帯で163,980円、3人世帯で185,610円、4人世帯で207,220円となっている。

(報告資料第25表)

## 7 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与について報告及び勧告を行った。

月例給については、国家公務員給与が民間給与を平均921円(0.23%)下回っていることから、民間企業における初任給の動向等を踏まえ、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げることとしている。特別給については、国家公務員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間の支給割合を0.11月分下回っていることから、支給月数を0.10月分引き上げることとしている。

(報告資料〈参考〉人事院勧告の骨子)

## 8 本年の給与改定

以上報告した民間給与、物価、生計費及び国家公務員の給与勧告等諸般の状況を総合的に勘案した結果、職員の本年の給与改定に係る本委員会の見解は、次のとおりである。

### (1) 改定についての考え方

人事委員会勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則を踏まえ、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として行ってきた。

本年の職種別民間給与実態調査の結果をみると、約8割の民間事業所において定期的に行われている昇給を実施しており、また、一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した事業所の割合は33.8%(昨年21.7%)となっており、ベースダウンを実施した事業所はなく(昨年0.3%)、昨年と比べてベ



ースアップを実施した事業所の割合が増加している。

このような状況において、前記のとおり、本年4月時点における較差を算出したところ、民間給与が職員の給与を1,201円（0.33%）上回っているものと認められた。

これらのことを踏まえ、本年の給与改定をどのように取り扱うかを検討した結果、本年の民間給与との較差の大きさ等を考慮し、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当と判断した。また、特別給については、民間の特別給の支給割合は4.42月となっており、これに見合うよう引き上げる必要があると判断した。

以上の状況及び本年の人事院勧告の内容を総合的に勘案すると、本委員会としては、(2)に示すとおり給与を改定することが適当であるとする。

## (2) 改定すべき事項

### ア 給料表

(1)の改定についての考え方にに基づき、以下の内容のとおり給料表を改定することとする。

行政職給料表については、人事院勧告の内容に準じて、初任給及び若年層の給料月額を改定を行う必要がある。（平均改定率 0.4%）

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して改定を行う必要がある。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて、職員の給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施する。

なお、行政職給料表適用者の改定額（率）は、次のとおりとなる。

#### 改定の内訳

項目	改定額(率)
給料の月額	1,096円（0.30%）
はね返り分	102円（0.03%）
計	1,198円（0.33%）

(注) 「はね返り分」とは、地域手当など給料の月額等を算定基礎としている諸手当の額が、給料の月額等の改定に伴い増減することによる分をいう。

## イ 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とする必要がある。支給月数の引上げ分については、人事院勧告の内容に準じ、本年度については、12月期の勤勉手当に配分し、令和5年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分することとする。

また、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

## 9 テレワークに関する給与面での対応

人事院は、各府省におけるテレワークの実施状況や、民間企業における手当の支給状況等を踏まえ、公務においても、テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みの検討を進めていくこととしている。

本県としても、引き続き、その状況を注視していく必要がある。

## 10 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

人事院は、能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて人材の確保や勤務環境の整備などの取組を進める中で、給与制度についても、関連する諸課題に対応できるようアップデートを図っていく必要があるとしている。

具体的には、令和5年夏に具体的な措置についての骨格案を示すことができるよう検討を進め、令和6年に必要な給与制度上の措置の成案を示し、施策を講ずることを目指すこととしている。また、その後も、段階的な定年引上げが完成する令和13年3月を見据えた更なる措置等の必要な取組に向けて、公務・民間における状況の変化等も見つつ検討を進め、対応を図っていくこととしている。

本県としても、その状況を注視していく必要がある。

## 11 給与改定実施の要請

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な処遇の確保を目的とするものであり、長年の経緯を経て、県民の理解と支持を得ながら職員給与の決定方法として定着し、行政運営の安定に寄与してきたものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告を速やかに実施されるよう要請する。



## 勸 告

次の事項を実現するため所要の措置を講ずることを勧告する。

### 1 改定の内容

#### (1) 給料表について

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

#### (2) 期末手当・勤勉手当について

##### ア 令和4年度の支給割合

##### (ア) (イ)及び(ウ)以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

12月に支給される勤勉手当の支給割合を1.05月分（再任用職員にあっては、0.5月分）とすること。

##### (イ) 特別管理職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を1.25月分（再任用職員にあっては、0.6月分）とすること。

##### (ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

##### イ 令和5年度以降の支給割合

##### (ア) (イ)及び(ウ)以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.475月分）とすること。

##### (イ) 特別管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.575月分）とすること。

##### (ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分と

すること。

## **2 改定の実施時期等**

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のアについては令和4年12月1日から、1の(2)のイについては令和5年4月1日から実施すること。

なお、1の(2)のイの定年前再任用短時間勤務職員に関する部分については、地方公務員法に規定する定年前再任用短時間勤務職員について定める条例が施行された場合に実施すること。

別記

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		

43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			



	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
	94		294,900	342,600	381,500						
	95		295,200	343,100	381,900						
	96		295,600	343,500	382,300						
	97		295,800	343,700	382,600						
	98		296,100	344,100							
	99		296,500	344,500							
	100		296,900	344,800							
	101		297,100	345,100							
	102		297,400	345,500							
	103		297,800	345,900							
	104		298,100	346,300							
	105		298,300	346,800							
	106		298,600	347,200							
	107		299,000	347,600							
	108		299,300	348,000							
	109		299,500	348,500							
	110		299,900	348,900							
	111		300,300	349,200							
	112		300,600	349,500							
	113		300,800	350,000							
	114		301,000								
	115		301,300								
	116		301,700								
	117		301,900								
	118		302,100								
	119		302,400								
	120		302,700								
	121		303,100								
	122		303,300								
	123		303,600								
	124		303,900								
	125		304,200								
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400
任期付職員		158,900	198,500	230,700	259,300	275,800	294,200	325,600	361,000	405,600	521,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第四項に規定する職員を除く。

## 公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600	381,900	422,800
	2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600
	3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500
	4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400
	5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800
	6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500
	7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100
	8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
再任 職員 以外 の職員	29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400

43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	
49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	
61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	
62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	434,300		
63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	434,600		
64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900		
65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200		
66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500		
67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800		
68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100		
69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300		
70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600		
71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900		
72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200		
73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400		
74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700		
75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000		
76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300		
77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500		
78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800		
79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100		
80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400		
81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600		
82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900		
83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200		
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500		
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700		
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500			
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800			
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000			
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200			
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500			

91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200
94	300,600	324,200	350,600	384,200	416,100	
95	301,700	325,600	352,100	384,800	416,500	
96	303,000	326,900	353,600	385,300	416,900	
97	304,100	328,100	354,900	385,700	417,200	
98	305,300	329,400	356,100	386,100		
99	306,500	330,700	357,200	386,700		
100	307,700	332,000	358,400	387,200		
101	308,900	333,400	359,500	387,600		
102	309,900	334,300	360,600	388,100		
103	311,000	335,400	361,700	388,700		
104	312,000	336,600	362,900	389,200		
105	312,800	337,700	364,100	389,500		
106	313,400	338,800	364,600	389,900		
107	314,000	339,800	365,200	390,400		
108	314,700	340,900	365,800	390,700		
109	315,200	342,100	366,400	391,000		
110	315,700	343,100	366,900	391,500		
111	316,200	344,100	367,400	392,000		
112	316,800	345,000	367,900	392,500		
113	317,600	345,900	368,300	392,800		
114	318,300	346,800	368,700	393,300		
115	319,000	347,800	369,300	393,800		
116	319,700	348,800	369,800	394,300		
117	320,300	349,800	370,200	394,600		
118	321,100	350,300	370,700	395,100		
119	321,800	350,900	371,300	395,600		
120	322,600	351,500	371,800	396,100		
121	323,200	351,800	372,000	396,500		
122	323,500	352,200	372,500	397,000		
123	324,000	352,700	373,000	397,400		
124	324,500	353,100	373,400	397,900		
125	324,800	353,500	373,900	398,300		
126		353,900	374,400			
127		354,400	374,900			
128		354,800	375,400			
129		355,200	375,700			
130		355,600	376,200			
131		356,000	376,700			
132		356,400	377,200			
133		356,600	377,500			
134		357,100	378,000			
135		357,500	378,400			
136		357,800	378,800			
137		358,100	379,100			
138		358,500	379,600			

	139		359,000	380,100						
	140		359,500	380,600						
	141		359,800	380,900						
	142		360,300							
	143		360,800							
	144		361,300							
	145		361,600							
再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

## 教育職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	220,100	281,000	327,600	406,000
	2	222,400	284,000	330,500	408,300
	3	224,600	286,800	333,500	410,700
	4	226,800	289,600	336,500	413,200
	5	228,900	292,200	339,700	415,300
	6	231,000	294,600	342,100	417,800
	7	233,200	296,800	344,700	420,000
	8	235,300	299,100	347,100	422,500
	9	237,600	301,600	349,800	424,200
	10	240,000	304,000	352,500	426,700
	11	242,400	306,400	355,200	429,000
	12	244,800	308,900	358,200	431,300
	13	246,900	311,200	361,000	432,700
	14	249,300	313,200	362,900	434,900
	15	251,700	315,200	365,100	437,100
	16	254,100	316,900	367,600	439,400
	17	256,100	319,100	369,600	441,500
	18	259,200	320,900	371,800	443,900
	19	262,300	322,900	373,900	446,200
	20	265,400	324,600	375,800	448,600
	21	268,300	326,300	377,600	450,700
	22	271,300	328,700	379,400	453,000
	23	274,200	330,900	380,900	455,400
	24	277,100	333,300	382,100	457,700
再任 用職 員以 外の 職員	25	279,700	335,300	383,500	459,700
	26	282,300	337,300	385,300	461,900
	27	284,800	339,400	387,100	464,000
	28	287,400	341,800	389,000	466,200
	29	290,000	344,000	390,900	468,300
	30	292,300	346,100	392,600	470,600
	31	294,500	348,000	394,300	472,800
	32	296,800	349,800	396,000	474,900
	33	299,000	351,700	397,600	476,800
	34	301,200	353,600	399,400	478,900
	35	303,700	355,300	400,900	481,200
	36	305,900	356,800	402,700	483,400
	37	308,400	358,400	403,800	485,500
	38	309,700	360,400	405,400	487,500
	39	311,400	362,500	406,900	489,400
	40	312,800	364,400	408,400	491,300
	41	314,500	366,300	409,300	493,300
	42	315,000	368,200	410,900	495,200

43	315,500	370,000	412,400	496,900
44	316,000	371,800	414,000	498,800
45	316,800	373,600	415,300	500,700
46	317,800	375,400	416,900	502,500
47	318,600	376,900	418,300	504,300
48	319,600	378,700	419,900	506,200
49	320,400	380,200	421,300	507,900
50	321,300	381,800	422,600	509,600
51	322,100	383,400	423,900	511,400
52	322,900	385,100	425,200	513,300
53	324,000	386,200	425,900	514,900
54	324,800	387,700	426,900	516,500
55	325,500	389,100	427,800	518,200
56	326,300	390,700	428,700	519,800
57	326,800	392,000	429,600	521,400
58	327,500	393,400	430,500	522,700
59	328,400	394,700	431,400	524,000
60	329,200	396,200	432,300	525,200
61	330,200	397,500	433,200	526,400
62	331,200	398,900	434,100	527,400
63	332,300	400,400	435,100	528,400
64	333,400	401,900	436,200	529,400
65	334,100	402,900	437,100	530,000
66	335,200	404,000	438,100	530,900
67	335,900	405,000	439,100	531,800
68	337,000	406,100	440,000	532,700
69	337,600	407,100	441,000	533,600
70	338,700	408,000	442,000	534,400
71	339,600	408,800	442,900	535,100
72	340,700	409,600	443,900	535,600
73	341,000	410,400	444,900	536,300
74	342,000	411,300	445,800	536,800
75	343,000	412,100	446,700	537,600
76	344,000	412,900	447,700	538,200
77	345,000	413,600	448,500	538,700
78	346,000	414,000	449,000	
79	346,900	414,300	449,700	
80	347,800	414,600	450,300	
81	348,800	414,900	451,100	
82	349,800	415,200	451,800	
83	350,800	415,400	452,100	
84	351,800	415,700	452,700	
85	352,400	416,000	453,100	
86	353,000	416,300	453,400	
87	353,600	416,600	453,700	
88	354,200	416,900	454,000	
89	354,800	417,100	454,300	
90	355,200	417,400		

91	355,600	417,700		
92	356,100	418,000		
93	356,600	418,200		
94	357,000	418,500		
95	357,500	418,800		
96	358,000	419,100		
97	358,600	419,300		
98	359,100	419,600		
99	359,500	419,900		
100	360,000	420,100		
101	360,400	420,300		
102	360,900	420,600		
103	361,200	420,900		
104	361,700	421,100		
105	362,200	421,300		
106	362,600			
107	363,100			
108	363,600			
109	364,000			
110	364,500			
111	365,000			
112	365,400			
113	365,800			
114	366,200			
115	366,700			
116	367,100			
117	367,500			
118	367,900			
119	368,400			
120	368,800			
121	369,100			
122	369,500			
123	370,000			
124	370,300			
125	370,700			
126	371,200			
127	371,700			
128	372,100			
129	372,500			
再任用職員	282,800	293,800	315,700	399,700

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。



## 教育職給料表(二)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	166,800	180,700	267,500	296,000	406,700
	2	168,300	182,800	269,900	298,600	408,200
	3	169,800	184,900	272,200	301,400	409,700
	4	171,300	187,100	274,400	303,800	411,200
	5	172,900	189,100	276,800	306,300	412,600
	6	174,900	191,100	279,100	308,400	414,000
	7	176,700	193,200	281,300	310,700	415,500
	8	178,500	195,300	283,400	312,800	417,100
	9	180,200	197,500	285,500	314,900	418,500
	10	182,400	200,100	287,800	317,200	419,900
	11	184,400	202,700	290,100	319,600	421,300
	12	186,300	205,300	292,200	322,100	422,600
	13	188,300	207,900	294,600	324,500	423,900
	14	190,400	209,600	296,400	326,400	425,300
	15	192,500	211,200	298,300	328,300	426,700
	16	194,600	212,900	300,000	330,400	428,100
	17	196,800	214,700	301,800	332,200	429,300
	18	199,200	216,300	304,100	334,400	430,600
	19	201,700	218,000	306,300	336,500	431,800
	20	203,900	219,600	308,700	338,500	433,100
	21	206,300	221,400	310,900	340,600	434,200
	22	207,900	223,300	313,300	342,400	435,400
	23	209,600	225,200	315,500	344,200	436,700
	24	211,300	227,100	318,100	345,800	438,000
	25	212,800	228,600	320,500	347,500	439,300
	26	214,200	230,600	322,800	349,300	440,500
	27	215,800	232,600	325,000	351,200	441,500
	28	217,300	234,600	327,100	353,100	442,600
	29	219,000	236,400	329,200	354,900	443,800
	30	220,700	239,100	330,800	356,700	444,600
	31	222,400	241,800	332,400	358,400	445,400
	32	224,100	244,500	334,000	360,300	446,300
	33	225,400	247,100	335,800	361,600	447,200
	34	227,100	249,900	337,900	363,300	447,700
	35	228,800	252,500	340,000	364,800	448,200
	36	230,400	255,200	342,000	366,600	448,700
	37	231,900	257,500	344,000	368,500	449,200
	38	233,600	259,900	345,900	370,000	449,700
	39	235,300	262,400	347,900	371,300	450,200
	40	237,000	264,600	349,800	372,900	450,700
	41	238,700	267,000	351,300	374,000	451,200
	42	240,500	269,300	353,100	375,400	451,700

43	242,300	271,500	354,700	376,800	452,200
44	244,000	273,600	356,400	378,300	452,700
45	245,800	275,600	358,200	379,700	453,200
46	247,400	277,800	359,900	381,300	453,700
47	248,800	279,900	361,200	382,900	454,200
48	250,300	281,800	362,800	384,400	454,700
49	251,300	284,000	364,000	385,800	455,200
50	252,700	285,700	365,500	387,300	
51	254,100	287,600	367,100	388,800	
52	255,500	289,400	368,700	390,200	
53	256,400	290,700	370,100	391,400	
54	257,900	292,800	371,600	392,700	
55	259,100	294,800	373,100	393,800	
56	260,400	297,000	374,600	394,900	
57	261,400	298,900	376,100	396,300	
58	262,600	301,300	377,500	397,500	
59	263,900	303,500	378,900	398,700	
60	265,000	306,100	380,200	400,000	
61	266,100	308,300	381,100	401,200	
62	266,800	310,700	382,300	402,200	
63	267,800	313,000	383,500	403,600	
64	268,600	315,200	384,600	404,900	
65	269,700	317,300	385,500	406,100	
66	271,200	319,100	386,700	407,200	
67	272,300	320,700	387,700	408,400	
68	273,600	322,300	388,800	409,500	
69	275,200	324,200	390,000	410,500	
70	276,700	326,300	391,000	411,700	
71	278,000	328,400	392,100	412,900	
72	279,400	330,400	393,300	414,100	
73	280,200	332,500	394,300	414,700	
74	281,300	334,600	395,400	415,500	
75	282,500	336,800	396,500	416,200	
76	283,500	339,000	397,600	416,700	
77	284,700	340,700	398,500	417,000	
78	285,800	342,600	399,400	417,400	
79	287,000	344,300	400,400	417,800	
80	287,900	346,100	401,400	418,200	
81	289,100	347,900	402,200	418,500	
82	290,000	349,700	403,000	418,900	
83	291,000	351,100	403,700	419,300	
84	292,000	352,900	404,500	419,600	
85	292,900	354,100	405,200	419,900	
86	293,900	355,700	406,000	420,300	
87	294,600	357,200	406,700	420,700	
88	295,600	358,700	407,400	421,000	
89	296,600	360,000	408,000	421,300	
90	297,500	361,300	408,700	421,600	

91	298,400	362,700	409,200	421,900
92	299,200	364,100	409,900	422,100
93	299,500	365,600	410,300	422,300
94	300,300	366,900	410,700	422,600
95	301,000	368,200	411,000	422,900
96	301,800	369,400	411,300	423,100
97	302,600	370,400	411,600	423,300
98	303,400	371,400	411,900	423,600
99	304,200	372,400	412,200	423,900
100	305,000	373,400	412,400	424,100
101	305,900	374,300	412,600	424,300
102	306,400	375,300	412,900	
103	306,900	376,300	413,200	
104	307,400	377,300	413,400	
105	307,600	378,100	413,600	
106	308,000	379,000	413,900	
107	308,300	379,900	414,200	
108	308,600	380,900	414,400	
109	308,800	381,700	414,600	
110	309,000	382,700		
111	309,300	383,700		
112	309,600	384,700		
113	309,800	385,300		
114	310,000	386,200		
115	310,200	387,100		
116	310,500	388,000		
117	310,800	388,800		
118	311,100	389,500		
119	311,400	390,300		
120	311,700	391,100		
121	311,900	391,700		
122	312,100	392,500		
123	312,300	393,200		
124	312,600	393,900		
125	312,900	394,500		
126	313,100	395,200		
127	313,300	395,700		
128	313,600	396,300		
129	313,800	397,000		
130	314,000	397,600		
131	314,300	398,100		
132	314,600	398,600		
133	314,800	398,900		
134	315,000	399,200		
135	315,300	399,500		
136	315,600	399,800		
137	315,800	400,100		
138	316,000	400,400		

	139	316,300	400,700			
	140	316,600	401,000			
	141	316,800	401,300			
	142	317,000	401,600			
	143	317,300	401,900			
	144	317,600	402,200			
	145	317,800	402,400			
	146	318,000	402,700			
	147	318,300	403,000			
	148	318,600	403,200			
	149	318,800	403,400			
	150	319,000	403,700			
	151	319,300	404,000			
	152	319,600	404,200			
	153	319,800	404,400			
	154	320,000	404,700			
	155	320,300	405,000			
	156	320,600	405,200			
	157	320,800	405,400			
	158	321,000	405,700			
	159	321,300	406,000			
	160	321,600	406,200			
	161	321,800	406,400			
再任用職員		227,500	271,100	298,100	324,400	405,200
任期付職員		192,500	214,700	267,500	279,000	391,300

備考 1 この表は、高等学校、義務教育学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 研 究 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800
	2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700
	3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300
	4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100
	5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200
	6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900
	7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600
	8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300
	9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800
	10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400
	11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100
	12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900
	13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500
	14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200
	15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000
	16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700
	17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200
	18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800
	19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300
	20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900
	21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400
	22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000
	23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600
	24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100
再任 用職 員以 外の 職員	25	190,400	257,800	335,200	377,000	451,300
	26	192,600	260,200	337,100	378,700	453,600
	27	194,700	262,500	338,900	380,600	456,100
	28	196,800	264,600	340,700	382,500	458,600
	29	198,900	267,100	342,600	384,200	461,100
	30	200,400	269,200	344,300	386,100	463,600
	31	202,200	271,100	345,800	388,000	466,100
	32	203,900	273,100	347,500	389,900	468,600
	33	205,700	274,800	348,700	391,500	470,900
	34	207,600	276,800	350,100	393,300	473,300
	35	209,500	278,800	351,400	394,900	475,700
	36	211,400	280,600	352,900	396,700	478,200
	37	212,900	282,500	354,100	397,900	480,600
	38	214,800	283,600	355,500	399,400	483,100
	39	216,700	284,800	356,700	400,800	485,500
	40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,000
	41	220,400	287,200	358,800	403,600	490,300
	42	222,300	287,900	359,900	404,900	492,500

43	224,200	288,500	361,100	406,400	494,700
44	226,100	289,200	362,200	408,000	496,900
45	227,800	289,900	363,300	409,400	498,600
46	229,700	291,000	364,500	410,600	500,100
47	231,500	292,100	365,800	412,200	501,700
48	233,300	293,200	366,900	413,800	503,200
49	234,900	294,400	368,000	415,100	504,900
50	236,700	295,600	369,300	416,500	506,300
51	238,400	296,600	370,600	418,000	507,700
52	240,000	297,500	371,900	419,400	509,200
53	241,300	298,600	372,600	420,800	510,300
54	243,000	299,600	373,600	422,200	511,500
55	244,600	300,800	374,500	423,600	512,700
56	246,100	301,700	375,500	425,000	513,900
57	247,300	302,200	376,300	426,100	514,800
58	248,500	303,000	377,100	427,400	515,800
59	249,400	304,000	377,800	428,800	516,800
60	250,300	304,900	378,500	430,100	517,800
61	251,300	305,800	379,100	430,900	518,900
62	252,200	306,900	379,800	431,800	519,800
63	253,100	308,000	380,700	432,800	520,500
64	254,000	309,100	381,600	433,700	521,200
65	254,900	309,900	382,200	434,600	522,000
66	255,800	311,000	383,000	435,400	522,800
67	256,600	311,900	383,800	436,000	523,600
68	257,200	312,900	384,600	436,800	524,400
69	258,000	313,900	385,200	437,200	525,100
70	259,300	314,900	385,900	437,800	525,900
71	260,600	316,000	386,600	438,300	526,700
72	261,800	317,100	387,300	438,800	527,500
73	263,100	317,600	388,000	439,300	528,200
74	264,500	318,600	388,600	439,900	
75	265,700	319,700	389,200	440,400	
76	266,700	320,800	389,900	440,900	
77	267,700	321,900	390,600	441,400	
78	268,800	322,900	391,200	442,000	
79	270,000	323,800	391,800	442,500	
80	270,900	324,700	392,400	443,000	
81	272,100	325,800	393,000	443,500	
82	273,300	326,600	393,600		
83	274,500	327,300	394,200		
84	275,500	328,100	394,800		
85	276,600	328,600	395,300		
86	277,600	329,100	395,800		
87	278,700	329,600	396,300		
88	279,700	330,100	397,000		
89	280,500	330,400	397,400		
90	281,700	330,900			

91	282,700	331,400			
92	283,900	331,900			
93	284,800	332,200			
94	285,800	332,600			
95	286,800	333,100			
96	287,800	333,600			
97	288,100	334,100			
98	289,000	334,600			
99	289,700	335,100			
100	290,600	335,600			
101	291,500	336,100			
102	292,200	336,600			
103	292,900	337,100			
104	293,600	337,600			
105	294,300	338,100			
106	294,800	338,500			
107	295,300	339,000			
108	295,800	339,400			
109	296,000	339,900			
110	296,400				
111	296,700				
112	297,000				
113	297,300				
114	297,600				
115	297,900				
116	298,200				
117	298,500				
118	298,900				
119	299,200				
120	299,600				
121	299,900				
再任用職員	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
再任用職員及び任期付職員以外の職員	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
	33	354,900	421,000	474,600	535,200
	34	357,200	422,800	476,700	537,000
	35	359,300	424,600	478,800	538,700
	36	361,600	426,600	480,900	540,500
	37	363,700	428,500	483,000	542,100
	38	366,100	430,500	484,800	543,700
	39	368,300	432,400	486,600	545,100
	40	370,300	434,400	488,400	546,700
	41	372,500	436,200	490,100	548,200
	42	373,500	438,000	491,900	549,600



43	374,300	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		

	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000
任期付職員		278,300	310,600	355,300	428,700

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(二)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100	437,200
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800	439,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400	442,300
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100	444,900
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500	447,300
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200	449,800
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800	452,300
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500	454,800
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600	457,200
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900	459,600
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100	462,200
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400	469,900
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500	471,200
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300	472,400
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300	473,700
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200	475,000
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300	476,300
再任 職員 及 び 任 期 付 職 員 以 外 の 職 員	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100	477,500
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700	478,900
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300	480,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800	481,500
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300	482,900
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600	484,200
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900	485,600
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200	487,000
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500	488,400
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700	489,500
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900	490,600
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900	
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300	
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000	
	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500	
	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900	

43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900	406,300	
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600	406,600	
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200	406,900	
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600	407,100	
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100	407,400	
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600	407,700	
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100	408,000	
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700	408,200	
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200		
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800		
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400		
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900		
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400		
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900		
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400		
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700		
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200		
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600		
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000		
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400		
86		289,500	325,400	346,300			
87		289,700	325,600	346,600			
88		289,900	326,000	346,900			
89		290,300	326,400	347,300			
90		290,500	326,800	347,600			

	91		290,700	327,200	348,000				
	92		290,900	327,600	348,300				
	93		291,300	327,900	348,700				
	94		291,500	328,100	349,000				
	95		291,700	328,500	349,300				
	96		292,000	328,800	349,600				
	97		292,400	329,000	349,900				
	98		292,700	329,300					
	99		292,900	329,600					
	100		293,200	329,900					
	101		293,500	330,100					
	102		293,700	330,400					
	103		293,900	330,800					
	104		294,200	331,000					
	105		294,500	331,200					
	106			331,400					
	107			331,800					
	108			332,000					
	109			332,200					
	110			332,600					
	111			333,000					
	112			333,400					
	113			333,600					
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500
任期付職員		177,400	197,800	219,300	239,600	266,300	303,900	335,900	395,600

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(三)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600
	41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300

43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	431,100	
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	431,400	
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	431,700	
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	432,100	
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	432,500	
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	432,800	
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	433,100	
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	433,500	
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	433,900	
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	434,200	
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	434,500	
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	434,900	
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		

91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100			
119	295,300	326,500			
120	295,700	326,700			
121	296,000	326,900			
122	296,400	327,200			
123	296,700	327,500			
124	297,100	327,800			
125	297,300	328,000			
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			
129	298,400	329,100			
130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			
133	299,700	330,200			
134	300,000	330,600			
135	300,400	331,000			
136	300,700	331,400			
137	300,900	331,700			
138	301,200	332,100			



	139	301,600	332,500					
	140	301,900	332,900					
	141	302,100	333,200					
	142	302,500	333,600					
	143	302,900	333,900					
	144	303,200	334,300					
	145	303,400	334,600					
	146	303,600						
	147	303,900						
	148	304,300						
	149	304,500						
	150	304,700						
	151	305,000						
	152	305,300						
	153	305,700						
	154	305,900						
	155	306,100						
	156	306,400						
	157	306,700						
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600
任期付職員		181,300	213,200	236,500	255,300	276,000	307,500	336,800

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 海 事 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	179,900	232,300	276,200	324,300	358,900
	2	182,200	234,500	278,000	326,300	361,100
	3	184,700	236,500	279,800	328,300	363,200
	4	187,000	238,600	281,600	330,300	365,600
	5	189,400	240,600	282,900	332,500	367,500
	6	191,900	242,600	284,800	334,000	370,500
	7	194,300	244,700	286,600	335,600	373,500
	8	196,900	246,800	288,400	337,000	376,300
	9	199,200	249,000	289,500	338,200	378,900
	10	201,600	250,900	291,900	340,100	381,600
	11	204,000	252,800	294,100	342,100	384,100
	12	206,500	254,600	296,200	344,300	386,300
	13	208,800	256,200	298,400	346,100	389,000
	14	211,300	258,100	300,900	348,300	391,700
	15	213,900	259,900	303,100	350,400	394,500
	16	216,400	261,800	305,400	352,700	397,200
	17	218,700	263,400	307,600	355,000	400,000
	18	221,100	265,300	309,800	357,400	402,000
	19	223,700	267,200	311,900	359,600	404,000
	20	226,300	269,100	313,800	361,900	406,000
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	21	228,500	270,600	315,800	364,100	407,500
	22	230,100	272,200	316,700	366,100	409,400
	23	231,700	273,700	317,700	367,700	411,200
	24	233,300	275,100	318,700	369,200	413,200
	25	234,800	276,400	319,700	371,300	414,700
	26	236,200	278,000	320,900	373,700	416,200
	27	237,700	279,400	322,000	376,100	417,900
	28	238,900	280,800	323,400	378,400	419,600
	29	240,500	282,000	324,600	380,400	420,600
	30	241,200	283,200	326,000	382,500	422,200
	31	242,300	284,600	327,500	384,700	423,700
	32	243,400	285,700	329,100	386,800	425,300
	33	244,600	286,400	330,600	388,500	426,800
	34	245,500	287,800	331,900	390,100	428,100
	35	246,300	288,800	333,000	391,700	429,400
	36	247,200	289,900	334,500	393,500	430,600
	37	247,900	290,800	335,900	395,000	431,800
	38	248,600	291,700	337,200	396,400	432,800
	39	249,400	292,500	338,600	397,900	433,800
	40	250,300	293,300	339,800	399,400	434,800
	41	251,200	294,100	340,700	399,900	435,200
	42	252,100	294,700	341,800	401,200	435,800

43	252,900	295,300	343,000	402,400	436,500
44	253,800	295,800	344,300	403,800	437,200
45	254,500	296,600	345,700	405,200	437,800
46	255,400	297,700	347,100	406,600	438,100
47	256,200	298,600	348,500	408,000	438,700
48	256,900	299,700	349,900	409,300	439,200
49	257,300	301,100	350,700	410,600	439,500
50	257,800	302,000	352,100	411,500	440,200
51	258,300	302,900	353,400	412,400	440,900
52	258,600	303,700	354,800	413,300	441,600
53	258,800	304,500	356,100	413,500	442,200
54	259,100	305,300	357,500	413,900	442,900
55	259,400	306,300	358,800	414,400	443,600
56	260,000	307,000	360,200	414,900	444,200
57	260,300	308,100	360,800	415,300	444,600
58	260,600	309,000	362,000	415,500	445,300
59	260,900	310,000	363,100	416,100	446,000
60	261,200	310,900	364,400	416,500	446,700
61	261,500	311,500	365,500	416,800	447,100
62	261,800	312,100	366,100	417,400	447,400
63	262,100	312,700	366,600	418,000	447,700
64	262,400	313,300	367,200	418,600	448,000
65	262,700	313,600	367,600	419,200	448,200
66	263,000	314,300	368,100	419,800	448,500
67	263,200	314,800	368,600	420,300	448,800
68	263,500	315,400	369,100	420,900	449,100
69	263,800	316,100	369,300	421,500	449,300
70			369,600	422,000	449,600
71			370,000	422,600	449,900
72			370,300	423,200	450,100
73			370,800	423,700	450,300
74			371,000	424,300	
75			371,500	424,800	
76			371,900	425,400	
77			372,200	425,900	
78			372,700	426,500	
79			373,200	427,200	
80			373,700	427,800	
81			374,200	428,100	
82			374,600	428,700	
83			375,100	429,400	
84			375,600	430,000	
85			376,000	430,400	
86			376,500	430,900	
87			376,900	431,600	
88			377,400	432,300	
89			377,900	432,500	
90			378,400		

	91			378,900		
	92			379,400		
	93			379,700		
	94			380,100		
	95			380,600		
	96			381,000		
	97			381,500		
	98			381,800		
	99			382,300		
	100			382,700		
	101			383,300		
再任用職員		220,300	250,300	279,700	320,400	349,200
任期付職員		189,400	240,600	267,300	310,400	330,200

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 福 社 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	164,100	212,900	257,900	278,600	319,200	362,900
	2	165,300	214,600	259,400	280,000	321,400	365,500
	3	166,500	216,400	260,800	281,600	323,700	367,900
	4	167,700	218,100	262,300	282,900	325,900	370,500
	5	168,600	219,800	263,200	284,400	328,100	372,400
	6	170,100	221,600	264,500	286,300	330,100	374,900
	7	171,500	223,400	265,800	288,100	332,300	377,200
	8	172,900	225,100	267,100	290,100	334,500	379,700
	9	174,100	226,800	268,300	292,000	336,400	382,100
	10	175,500	228,300	269,400	294,000	338,600	384,800
	11	176,900	229,700	270,700	296,100	340,600	387,400
	12	178,300	231,100	271,600	298,100	342,800	390,100
	13	179,700	232,500	272,700	299,500	344,600	392,500
	14	181,000	234,100	274,000	301,800	346,600	394,800
	15	182,400	235,700	275,400	303,800	348,600	397,000
	16	183,700	237,300	276,800	305,900	350,600	399,400
	17	185,200	238,700	278,400	307,800	352,300	401,200
	18	186,700	240,300	280,200	309,800	354,300	403,200
	19	188,400	241,800	281,800	311,500	356,100	405,100
	20	189,900	243,300	283,300	313,200	358,000	406,900
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	21	191,200	244,100	284,800	315,100	359,900	408,800
	22	192,800	245,400	286,600	317,200	361,800	410,600
	23	194,500	246,700	288,000	319,400	363,800	412,400
	24	196,100	248,000	289,600	321,500	365,700	414,300
	25	197,700	249,300	291,300	323,500	367,700	416,100
	26	199,400	250,900	292,800	325,500	369,600	417,600
	27	201,200	252,400	294,500	327,600	371,600	419,100
	28	202,900	254,000	296,100	329,600	373,600	420,700
	29	204,700	255,400	297,200	331,400	375,100	422,300
	30	206,100	256,700	298,500	333,500	376,900	423,600
	31	207,600	257,800	300,000	335,400	378,700	424,900
	32	209,000	259,100	301,400	337,500	380,300	426,100
	33	210,200	260,400	302,900	339,100	382,100	427,300
	34	211,500	261,400	304,500	341,000	383,500	428,600
	35	212,800	262,700	306,000	342,800	385,000	429,900
	36	213,900	263,700	307,600	344,700	386,600	431,100
	37	215,100	264,900	309,100	345,900	388,000	432,300
	38	216,500	266,100	310,600	347,800	389,200	433,100
	39	217,900	267,300	312,000	349,700	390,400	433,900
	40	219,300	268,500	313,600	351,500	391,500	434,700
	41	220,300	269,900	314,900	353,400	392,600	435,300
	42	221,500	271,400	316,500	355,200	393,800	436,000

43	222,600	272,900	318,000	357,000	395,000	436,700
44	223,800	274,300	319,500	358,700	396,100	437,400
45	224,600	275,900	320,500	360,500	396,800	438,200
46	225,700	277,400	321,700	361,900	397,500	439,000
47	226,600	278,900	322,900	363,400	398,200	439,400
48	227,500	280,400	324,100	364,800	398,900	440,100
49	228,200	281,800	325,100	365,800	399,500	440,600
50	229,100	283,200	326,100	366,900	400,100	441,000
51	230,200	284,700	327,000	368,000	400,600	441,400
52	231,000	286,000	328,000	369,100	401,000	441,800
53	231,400	287,200	328,900	370,000	401,400	442,200
54	232,500	288,300	329,600	370,600	401,700	
55	233,100	289,500	330,400	371,400	402,000	
56	233,700	290,800	331,200	372,200	402,300	
57	234,500	292,200	331,800	373,000	402,600	
58	235,200	293,600	332,300	373,800	402,900	
59	236,000	295,100	332,900	374,600	403,200	
60	236,700	296,600	333,400	375,400	403,500	
61	237,500	297,700	333,900	376,300	403,800	
62	238,100	299,200	334,100	377,000	404,100	
63	238,700	300,400	334,700	377,700	404,400	
64	239,200	301,900	335,300	378,400	404,700	
65	240,000	303,000	335,600	378,700	405,000	
66	241,000	304,300	336,100	379,300	405,300	
67	242,000	305,400	336,600	379,900	405,600	
68	242,900	306,700	337,100	380,600	405,900	
69	243,900	307,400	337,600	381,000	406,100	
70	245,000	308,500	338,100	381,700	406,400	
71	245,900	309,700	338,500	382,300	406,700	
72	246,600	310,900	339,000	382,900	407,000	
73	247,200	312,200	339,200	383,300	407,200	
74	248,200	312,900	339,700	383,900	407,500	
75	249,200	313,600	340,200	384,500	407,800	
76	250,000	314,200	340,700	385,100	408,000	
77	250,800	315,000	341,000	385,500	408,200	
78	251,800	315,700	341,400	386,000		
79	252,700	316,400	341,900	386,500		
80	253,500	317,100	342,300	387,100		
81	254,400	317,400	342,500	387,600		
82	255,000	317,700	342,800	388,000		
83	255,800	318,300	343,300	388,400		
84	256,600	318,600	343,700	388,800		
85	257,200	319,000	344,000	389,000		
86	258,000	319,300	344,300	389,200		
87	258,700	319,700	344,800	389,500		
88	259,600	320,000	345,200	389,800		
89	260,200	320,500	345,500	390,000		
90	261,000	320,900	345,900	390,300		

91	261,800	321,200	346,300	390,600
92	262,600	321,500	346,500	390,800
93	263,000	322,000	346,800	391,000
94	263,700	322,400		391,300
95	264,200	322,600		391,600
96	264,900	323,000		391,800
97	265,600	323,400		392,000
98	266,300	323,800		
99	267,000	324,200		
100	267,700	324,600		
101	268,200	324,800		
102	268,700	325,100		
103	269,100	325,400		
104	269,600	325,700		
105	269,800	326,100		
106	270,000	326,300		
107	270,300	326,600		
108	270,600	327,000		
109	271,000	327,400		
110	271,300	327,700		
111	271,700	328,100		
112	272,000	328,400		
113	272,300	328,700		
114	272,600	329,100		
115	272,900	329,400		
116	273,300	329,600		
117	273,600	329,800		
118	273,900	330,100		
119	274,300	330,500		
120	274,700	330,900		
121	274,900	331,100		
122	275,100			
123	275,500			
124	275,800			
125	276,000			
126	276,300			
127	276,700			
128	277,100			
129	277,300			
130	277,700			
131	278,100			
132	278,400			
133	278,600			
134	278,900			
135	279,300			
136	279,600			
137	279,800			
138	280,100			

	139	280,400					
	140	280,700					
	141	280,900					
	142	281,100					
	143	281,300					
	144	281,600					
	145	282,000					
	146	282,200					
	147	282,500					
	148	282,800					
	149	283,100					
	150	283,300					
	151	283,600					
	152	283,800					
	153	284,100					
再任用職員		201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	356,800
任期付職員		182,400	205,500	248,300	263,600	294,200	325,600

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。



第一号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	398,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第二号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	332,000
2	367,000
3	394,000

特定任期付職員の給料表

号給	給料月額
	円
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000



## 公務運営に関する報告

### 1 多様で有為な人材の確保

近年の若者人口の減少に加え、学生の進路選択の早期化や就業意識の多様化などを背景に、人材確保が引き続き厳しい状況にある中、国内では新型コロナウイルス感染症の拡大や大規模な自然災害といった危機的な事態が発生している。

こうした行政を取り巻く環境が大きく変化する中で、複雑・高度化する課題に迅速かつ的確に対応するためには、県民の視点に立った高い使命感や倫理感を持って着実に職務を遂行し、かつ、創造性やチャレンジ精神にあふれる多様で有為な人材を確保することが重要である。

#### ○ 広報・啓発活動の充実・強化

本県においては、これまで広報・啓発活動として、職員採用セミナーの充実や、大学等での採用説明会の実施回数の増加を図るほか、職員採用案内パンフレットの内容の充実や職員採用PR動画の作成・配信、ホームページにおいて技術系職種等の仕事紹介を行うなど、県の魅力や仕事内容、やりがいなどを積極的に発信し、受験者の確保に努めてきた。

あわせて、採用試験情報を効果的に発信するため、ホームページやSNS（ツイッター等）、オンライン形式での採用説明会を積極的に活用している。

また、女性職員の採用については、「第2期千葉県女性職員活躍推進プラン」（令和3年4月策定）に基づき、女性職員の活躍の様子や仕事と家庭が両立できる働きやすい職場であることを積極的に発信し、より多くの女性に受験してもらうための取組を進めている。

#### ○ 試験制度の見直し

試験制度については、これまで、多様な能力・経験を有する人材を確保するために必要な見直しを行ってきた（専門試験を課さずプレゼンテーションを取り入れた面接を行う試験職種「一般行政B」を平成28年度に創設、社会人採用選考考査において従来実施していた教養考査を平成29年度に廃止）。

さらに、障害者雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨等を踏まえ、これまで身体障害のある人を対象としていた採用選考考査において、事務系職種は平成30年度に、資格免許職及び技術系職種は令和元年度に、知的障害のある人や精神障害のある人まで対象を拡大する等、受験資格の大幅な見直しを行ったところである。

障害のある人が障害の特性等に応じて能力が発揮できるよう、積極的かつ計画的に障害者雇用の推進を図っていくことが求められている。

いわゆる就職氷河期世代の支援については、地方公務員においても国と同様に、積極的に中途採用を行うよう国から要請があり、令和2年度から、就職氷河期世代を対象とした選考考査を実施している。

また、令和5年度からの2年間についても、政府としてこれまでの就職氷河期世代の公務員での採用推進を継続するとの方針が示され、地方公共団体においても積極的な取組を継続するよう国から要請があった。

(今後の取組の方向性)

今後とも、広報・啓発活動を一層強化するとともに、より良い試験制度となるよう努め、任命権者と連携しながら、多様で有為な人材の確保を図っていく。

## 2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理

### (1) 人材の育成

社会経済情勢の変化に伴い、複雑・高度化する様々な課題を解決するためには、職員の意欲を高めつつ、その能力を最大限に活用していく必要がある。

現在、職員能力開発センターでは、若手職員育成研修や女性キャリアサポート研修において、業務に対する意欲向上を図るため、キャリアデザインの意識付けの強化を図っており、このような取組を通じて職員自らが描いたキャリアビジョンの実現に向けて、主体的な能力開発の機会を設けることが重要である。

そのため、執務を通じた人材育成（OJT）に加え、それを補完する執務を離れた研修（Off-JT）や自主的学習など、職員自身がやる気、やりがいを持って取り組む自己研鑽に対し、組織としての支援を進め、人を育てる職場

環境づくりの醸成が図られることが期待される。

職員研修については、新型コロナウイルス感染症の収束が見込まれないことから、引き続き、一部の研修をオンデマンド配信で実施している。

今後も、職員や所属からのニーズを的確に捉えた研修を実施していくとともに、より多くの職員が受講できるよう、オンライン研修の充実・活用を図っていくことが求められる。

また、近年、若年層の職員の割合が増加する一方で、後輩の指導・育成を担うべき中堅層の職員が減少している中、適切な事務処理を着実に行うとともに、将来に向かって組織力を高めていくことが課題となっている。

そのため、管理職や班長等のマネジメント能力の更なる向上とともに、班長等をサポートする職員のフォローシップを強化するための人材育成の取組が重要である。

また、先輩職員が新規採用職員をサポートするメンター制度が、令和4年1月から知事部局の一部で試行されているところであり、新規採用職員が円滑に職場や業務に適応し、その能力を発揮することが期待される。

こうした人材開発に当たっては、組織力向上のみならず、県民志向、仕事力向上を加えた「目指すべき職員像」に十分留意しながら、個々の職員の意欲を高め、能力を引き出す取組を進めていく必要がある。

## (2) 能力・実績に基づく人事管理

人事行政の公正を確保し、公務の質を高く保つためには、地方公務員法の趣旨に従い、職員の能力と勤務実績を的確に評価するとともに、その評価結果を人事管理の基礎として活用することが重要である。

そのためには、人事評価制度がより実効性のあるものとなるよう取り組むことが求められることから、引き続き評価者の評価能力向上に資する研修や目標設定・評価に当たっての職員と評価者との対話の充実、運用実態の検証、苦情相談制度の運用などにより、評価制度の公正性、納得性を一層高めるとともに、評価結果について、任用、給与、分限、人材開発等へ適切に活用していくことが必要である。

### 3 勤務環境の整備

近年、新型コロナウイルス感染症対策（以下「感染症対策」という。）や激甚化する災害への対応、また、社会環境の変化などによる公務に対する県民ニーズの多様化などにより、より質の高い行政サービスが求められている。

このためには、効率的な業務執行体制のもと、職員の能力を十分に引き出し、組織として最大限のパフォーマンスを発揮する必要があることから、職員が心身ともに健康で仕事と生活の調和が図られ、意欲的に職務に取り組むことのできる勤務環境を整備することが重要である。

任命権者においては、総実勤務時間の短縮や職員の健康管理に努め、多様で柔軟な働き方の実現に引き続き取り組んでいく必要がある。

#### (1) 総実勤務時間の短縮

##### ア 長時間労働の是正

###### (時間外勤務縮減の取組と現状)

任命権者においては、これまで、「総労働時間の短縮に関する指針」を定め、時間外勤務の縮減をはじめとした労働時間の短縮に努めてきた。時間外勤務の縮減に当たっては、「ノー残業デー」の徹底や適切な勤務時間管理を管理監督者の人事評価項目とするなどの取組を推進するとともに、パソコンの使用時間記録等を活用した勤務時間の把握手法を導入したところである。

人事委員会規則においては、平成31年4月から時間外勤務を命ずることができる上限時間（以下「上限時間」という。）を設定している。ただし、災害等の特別な事情によって臨時の必要があり、対応することを要する業務に従事する職員に対しては、上限時間を超える時間外勤務を命ずることができることとしており、その場合には、任命権者はその要因の分析等を行い、その結果を本委員会に報告しなければならないこととされている。

令和3年度の報告においては、原則の上限時間である月45時間・年360時間を超えて時間外勤務を命じられた職員数は、令和2年度と比較し、それぞれ約1割増加しており、この主な要因は感染症対策など緊急的な課題への対応と考えられる。感染症対策は長期に渡っており、未だ終息が見えない状況で

あるが、長時間労働は労働者の心身の健康や公務能率に大きな影響を与えることから、長時間労働の是正に向けた取組を進める必要がある。

(今後の取組)

限られた時間の中で効率的に業務を遂行するためには、職員一人ひとりが業務改善の意識を持って具体的な取組を進める必要がある。また、所属長等の管理監督者は、パソコンの使用時間記録等を活用した勤務時間の適正な管理とともに、特定の職員に業務が集中することのないよう業務配分に配慮し、時間外勤務命令を必要最小限にとどめる等、マネジメントの強化を一層図る必要がある。

さらに、社会全体においてデジタルトランスフォーメーション（DX）が推進されており、行政運営においても、デジタル技術の活用による業務の効率化を進めるとともに、業務そのものの変革に取り組むことが必要である。

これらの取組を進めてもなお恒常的に長時間の時間外勤務を命じざるを得ない場合には、業務量に応じた柔軟な人員配置と必要な人員の確保に努める必要がある。

#### イ 多忙な教職員への対応

教職員については、業務の多忙化が近年全国的な問題となっているところであり、本県教育委員会においては、昨年3月に「学校職員の勤務時間等に関する規則」を改正し、時間外在校等時間の上限時間を定め、教育職員の業務量を適切に管理することとしたところである。あわせて、「学校における働き方改革推進プラン」に基づき、ICTの積極的な活用、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員等の増員などにより業務改善を進めている。

さらに、今後は、国が進めている学校の働き方改革を踏まえた部活動改革を本県においても着実に進めていくことも必要であり、こうした学校における働き方改革の取組は、市町村教育委員会や関係団体と連携を図り、国等の状況を注視しながら推進することが重要である。

なお、昨年度から1年単位の変形労働時間制を導入したところであるが、同制度の適用に当たっては、業務量の縮減等を確実に実施する必要がある。

## ウ 年次休暇の取得促進

任命権者においては「総労働時間の短縮に関する指針」を定め、年5日以上の年次休暇を確実に取得するよう奨励しているところであるが、令和3年度の年次休暇の取得状況を見ると、4分の1の職員が年5日未満にとどまるものであった。

年次休暇の取得は心身の疲労回復や公務能率の向上等に寄与するものであることから、職員が年5日以上の年次休暇を確実に取得できるよう、また、更なる取得促進に向け、引き続き、休暇を取得しやすい環境づくりに取り組んでいく必要がある。

## (2) 職員の健康管理

### ア メンタルヘルスに関する取組の充実

本県では、精神性疾患を理由とする療養休暇取得者や休職者の人数は増加傾向にあり、令和3年度は、療養休暇取得者のうち精神性疾患を理由とする者が6割以上、休職者にあっては7割以上を占めている。

任命権者においては、専門のカウンセラーによる相談窓口の設置やストレスチェック制度を活用した予防対策等の取組を実施しているところであるが、「第3次千葉県職員のメンタルヘルスプラン」（平成31年3月策定）等に基づいて、引き続き予防と早期発見、早期対応などの取組の充実に努めるとともに、精神性疾患による休職者等については、一人ひとりの回復過程に沿ったきめ細やかな職場復帰支援を行うことが必要である。

### イ 長時間勤務を行った職員への適切な対応

任命権者においては、パソコンの使用時間記録等を活用して、管理職員も含めた職員の勤務時間を把握し、所定の長時間勤務を行った職員に対しては、医師の面接指導を1か月以内に実施するよう努めているところであるが、感染症対策に伴う業務増等により、所定の期間内に実施できていない状況も見受けられる。

所属長は、医師の面接指導が過重労働による健康障害防止のために重要であることを十分認識し、該当する職員の面接指導を確実に実施することが必



要である。

#### ウ 安全衛生管理体制の充実等

任命権者においては、50人未満の事業場についても産業医を選任するなど安全衛生管理体制の整備に努めてきたところである。引き続き、産業医と連携を図るとともに、事業場ごとに設置される衛生委員会を適切に運営することなどにより、職員が健康で安全に働くことのできる職場環境づくりを進めていく必要がある。

なお、人事院は本年の報告において、民間における健康経営の状況も把握しつつ、各府省における健康管理体制を充実させるための方策について検討することとしており、本県においても、こうした国の取組などを注視していくことが必要である。

### (3) 誰もが働きやすい勤務環境の実現

#### ア 仕事と家庭の両立支援

任命権者においては、「千葉県職員仕事・子育て両立支援プラン（第2期）」（平成27年3月策定、令和2年3月改定）や「第2期千葉県女性職員活躍推進プラン」などに基づき、仕事と家庭の両立支援に関する各種の取組を行っている。これらのプランでは、男性職員の育児休業取得率の数値目標を50%、子の出生時における連続休暇の取得率の数値目標を80%と定めているところである。令和3年度の男性職員の育児休業取得率は42.7%、連続休暇取得率は79.3%であり、それぞれの取得率は近年上昇傾向ではあるものの、目標には達していない状況である。

こうした中、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を一層進めるため、育児休業の取得回数制限を緩和する法改正等が行われた。さらに、本県においては、不妊治療のための休暇の新設や非常勤職員の育児休業取得要件の緩和等の措置を講じたところであり、これらの制度が職員に広く利用されるよう周知するとともに、育児休業等を取得しやすい環境づくりが必要である。

また、育児だけでなく、介護を要する家族を抱える職員の増加も見込まれ

ており、任命権者においては、性別にかかわらず、希望する職員が安心して育児休業や看護休暇等を取得しやすくするために、職員間での業務に関する情報の共有化や、所属長等の管理監督者に対する意識啓発などの取組を引き続き推進することが必要である。

#### イ 多様で柔軟な働き方の推進

テレワークやフレックスタイム制などの多様で柔軟な働き方は、育児や介護、障害等の事情を有する職員に限らず、全ての職員にとって個々の状況に応じた働き方の選択が可能となるものであり、多様な人材の能力発揮が期待できるものである。

任命権者においては、職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するとともに、公務能率の一層の向上を図るため、時差出勤制度を設け、職員が個々の事情に応じた勤務時間を選択できるようにするなど、柔軟な勤務体制の整備に努めてきたところである。

テレワークについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止及び業務継続の観点からも重要な手段であることから、配付パソコンによる在宅勤務を可能とし、コミュニケーションツールの導入や電子決裁をはじめとする業務のデジタル化などにより推進しているところである。任命権者においては、引き続き、職員がテレワークを実施しやすい環境づくりに努めていく必要がある。

こうした取組を含め、職員のニーズや制度の利用状況、国や他団体の制度などを参考にしながら、より多様で柔軟な働き方を推進していく必要がある。

#### ウ 障害のある職員の活躍を推進するための環境整備

障害のある職員については、「千葉県障害のある職員の活躍推進プラン」（令和2年4月策定）等に基づき、任命権者において職場環境の整備に取り組んでいるところであり、引き続き、障害のある職員が能力や適性を十分発揮して働き続けられるような環境の整備を進めていくことが重要である。

#### (4) ハラスメント防止対策の推進

ハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するだけでなく、職場環境を悪化

させ、公務能率低下の要因となるものであるが、令和3年度の本委員会における苦情相談の状況を見ると、ハラスメントなどの人間関係に関する相談が依然として存在している。

任命権者においては、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の防止対策に関する要綱を定め、相談窓口の設置や周知、研修等による意識啓発に取り組んできたところである。今後も、研修等による職員の意識啓発を継続的に実施するほか、適切なコミュニケーションによる風通しの良い職場環境の醸成に努めるなど、ハラスメントのない職場づくりを引き続き推進する必要がある。

#### **4 高齢層職員の能力及び経験の活用**

少子高齢化の進展による労働力人口減少への対応、また、雇用と年金の接続を図るため、高齢者の雇用を推進しその能力や経験を十分活用していくことが重要な課題となっている。

そのため、本県においては、国家公務員の定年年齢が令和5年4月から段階的に65歳まで引き上げられること等を受け、高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年引上げを行うために必要な準備を進めている。

今後も、能力と意欲のある高齢層職員を活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことにより、公務能率や県民サービスの向上につなげていくことが求められる。

#### **5 コンプライアンスの徹底**

コンプライアンスの徹底について、本県では、「千葉県コンプライアンス基本指針」に基づき「千葉県コンプライアンス推進計画」を毎年度定め、職員のモラルの維持向上、信用失墜行為の防止の観点から、職務別研修等を実施し、また、適正な事務執行の確保のため、職員が自己の職務の執行について定期的な点検等を実施している。さらに、令和元年度からは「千葉県職員倫理条例」を施行し、コンプライアンスの徹底に一層努めているところである。

職員一人ひとりが、県民全体の奉仕者であることを十分に自覚し、県民の信頼に応える行動をすることが肝要であり、そのために、任命権者においては、厳正な服務規律の保持について徹底を図るとともに、研修等の様々な機会を通じて職員への定期的・継続的な意識啓発に取り組む必要がある。

# 給 与 等 に 関 す る 報 告 資 料

人 事 統 計 に 関 す る 報 告

職 種 別 民 間 給 与 実 態 調 査

職 員 給 与 と 民 間 給 与 と の 比 較

生 計 費 関 係

労 働 経 済 指 標

人 事 院 勸 告



給与等に関する報告資料の説明	5
<b>1 令和4年人事統計に関する報告</b>	
第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	10
第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比	11
第3表 職員の平均給与月額等	12
第4表 職員の扶養手当の支給状況	14
第5表 職員の管理職手当の支給状況	14
第6表 職員の単身赴任手当の支給状況	14
第7表 職員の住居手当の支給状況	15
第8表 職員の通勤手当の支給状況	15
第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢	16
第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員	37
<b>2 令和4年職種別民間給与実態調査</b>	
第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	40
第12表 民間における初任給の改定状況	40
第13表 職種別、学歴別初任給	41
第14表 民間における家族手当の支給状況	42
第15表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況	42
その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況	42
その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況	42
第16表 民間における特別給の支給状況	43
第17表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	43
第18表 民間における給与改定の状況	43
第19表 民間における定期昇給の実施状況	44
第20表 民間における定年制の状況	44
第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした 給与減額の状況	44

第22表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している 事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	44
第23表	企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等	45
その1	給与比較の対象職種	45
その2	給与比較の対象外職種	61
〈参考〉	職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係	62

### 3 職員給与と民間給与との比較

第24表	職員給与と民間給与との比較	64
------	---------------	----

### 4 生計費関係

	令和4年4月の標準生計費算定方法	66
第25表	千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和4年4月）	66

### 5 労働経済指標

第26表	労働経済指標	68
------	--------	----

### 6 人事院勧告

〈参考〉	人事院勧告の骨子	72
------	----------	----



# 給与等に関する報告資料の説明

今回の報告の基礎となった人事統計に関する報告、職種別民間給与実態調査及び職員給与と民間給与との比較の概要は次のとおりである。

## 第1 令和4年人事統計に関する報告

### 1 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定により、職員の給与の実態を明らかにするとともに、民間給与と比較するための資料を得ることを目的として、令和4年4月現在における職員の給与及びこれに関連する事項を調査したものである。

### 2 調査対象

職員の給与に関する条例第1条の2に規定する職員（企業職員、単純な労務に雇用される者を除く県の一般職の職員及び県費負担教職員）

### 3 調査事項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、給料月額、給料の調整額、地域手当、扶養手当及びその他の月額の手当等

### 4 集計

集計作業は、総務部人事課及び警察本部警務部警務課に依頼し、本委員会において合算した。

## 第2 令和4年職種別民間給与実態調査

### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和4年4月現在における本県の民間給与の実態を本委員会と千葉市人事委員会及び人事院等が共同して調査したものである。調査期間は次のとおりである。

令和4年4月25日（月）～同年6月17日（金）

### 2 調査の範囲

#### (1) 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本県の民間事業所1,768事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(2) 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種 その他の職種32職種）

3 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を産業、規模等により24層（うち千葉市9層、その他県内地域15層）に層化し、これらの層から374事業所（うち千葉市100事業所、その他県内地域274事業所）を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は326事業所で、第11表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

4 調査事項

事業所単位に調査する事項については、事業所票(1)及び事業所票(2)により、従業員別に調査する事項については、初任給調査票及び個人票により実施した。

(1) 事業所票(1)

給与、賞与及び臨時給与等の支払状況

(2) 事業所票(2)

家族手当等の支給状況、給与改定等の状況等

(3) 初任給調査票

職種別、学歴別の初任給月額

(4) 個人票

職種別、年齢別、学歴別のきまって支給する給与、時間外手当及び通勤手当

5 集 計

(1) 調査実人員

初任給関係687人（行政職に相当する調査実人員650人）、初任給関係以外の調査職種12,231人（行政職に相当する調査実人員11,371人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は75,258人であり、行政職に相当するものは、69,527人である。）

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(調査の状況)

調査対象事業所	1,768事業所
標本事業所	374事業所
調査の完結した事業所	326事業所 (調査完了率89.1%)
調査実人員	12,918人 ( 初任給関係 687人 ) ( 初任給関係以外の調査職種 12,231人 )

### 第3 職員給与と民間給与との比較

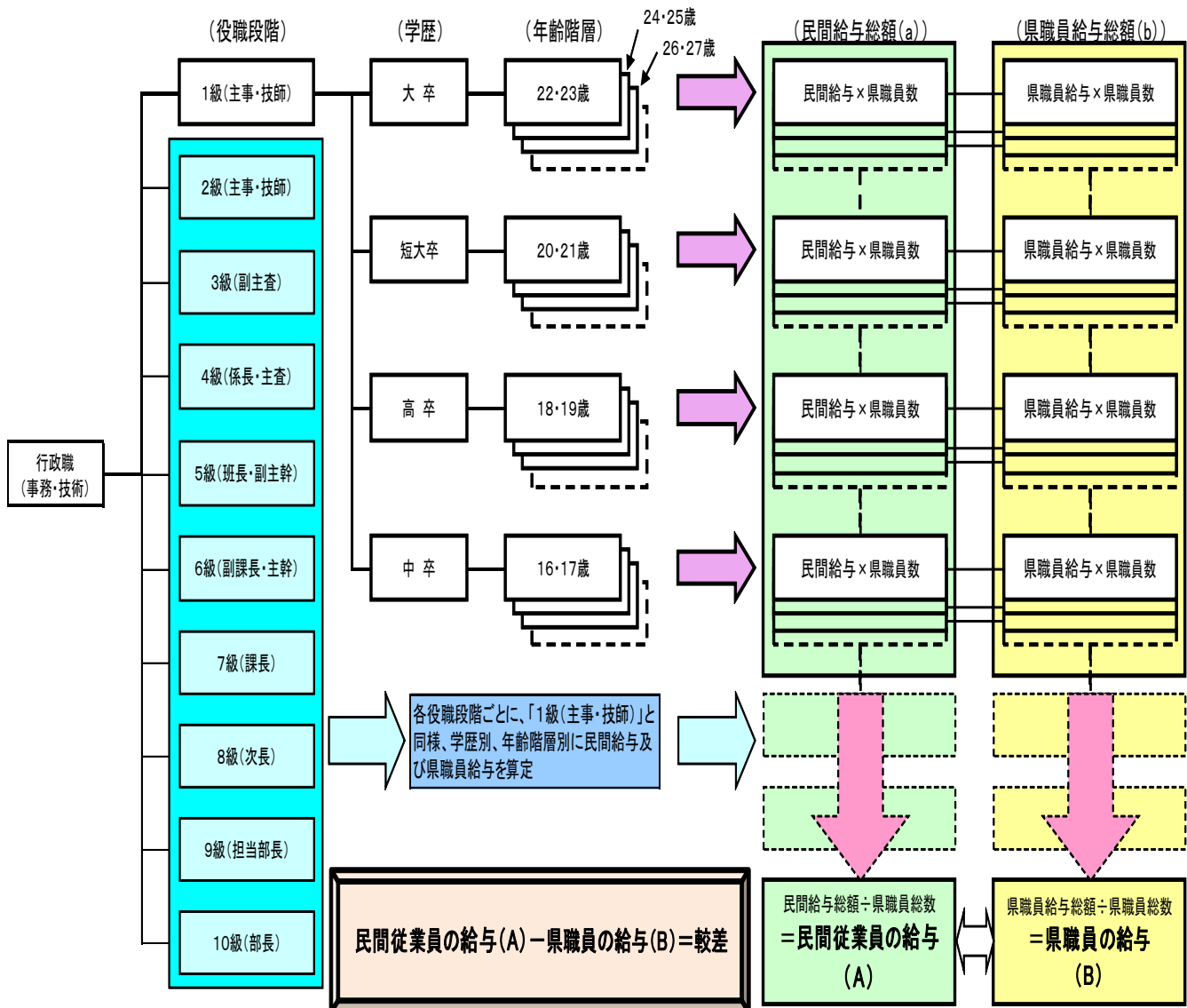
上記第1及び第2の資料に基づき、本県における行政職と民間におけるこれに相当する事務・技術関係職種の給与を、職務階層別、学歴別及び年齢別にラスパイレス方式により比較した。

< 参考 >

## 職員給与と民間給与との比較(ラスパイルス方式)

職員給与と民間給与との比較においては、個々の本県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(a)が、現に支払っている支給総額(b)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階別、学歴別及び年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



令和4年人事統計に関する報告  
(職員給与関係)

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

(令和4年人事統計に関する報告)

給料表		区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
			人	歳	年
全給料表			51,841	38.7	16.3
一般職員	行政職給料表		9,735	39.0	17.0
	研究職給料表		371	43.0	18.8
	医療職給料表(一)		17	57.4	31.4
	医療職給料表(二)		468	39.4	15.6
	医療職給料表(三)		194	39.3	15.6
	海事職給料表		40	42.6	22.2
	福祉職給料表		216	32.2	9.7
	特定任期付職員給料表		2	57.5	—
	第1号任期付研究員給料表		0	—	—
	第2号任期付研究員給料表		0	—	—
計			11,043	39.0	16.9
教育職員	教育職給料表(一)		81	48.8	24.2
	教育職給料表(二)		29,868	39.0	15.9
	計		29,949	39.0	15.9
警察官	公安職給料表		10,849	37.4	16.7

(注) 1 再任用職員等は含まれていない(以下第9表までにおいて同じ。)

2 全給料表欄の平均経験年数には、特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。

3 教育職給料表(一)は大学に勤務する職員、教育職給料表(二)は高等学校、義務教育学校、中学校、小学校等に勤務する職員である(第2表、第9表及び第10表において同じ。)

第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比

(令和4年人事統計に関する報告)

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	76.2	7.9	15.9	0.0	58.0	42.0
行政職給料表	100.0	62.3	12.4	25.3	0.0	61.5	38.5
研究職給料表	100.0	99.2	0.5	0.3	-	69.8	30.2
医療職給料表(一)	100.0	100.0	-	-	-	70.6	29.4
医療職給料表(二)	100.0	76.9	23.1	-	-	33.8	66.2
医療職給料表(三)	100.0	74.7	25.3	-	-	9.3	90.7
海事職給料表	100.0	12.5	50.0	37.5	-	97.5	2.5
福祉職給料表	100.0	69.4	25.0	5.6	-	41.7	58.3
特定任期付職員給料表	100.0	100.0	-	-	-	100.0	-
第1号任期付研究員給料表	-	-	-	-	-	-	-
第2号任期付研究員給料表	-	-	-	-	-	-	-
教育職給料表(一)	100.0	75.3	21.0	3.7	-	35.8	64.2
教育職給料表(二)	100.0	92.4	7.3	0.3	-	46.6	53.4
公安職給料表	100.0	43.7	4.3	51.9	0.1	88.1	11.9

(注) 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

第3表 職員の平均給与月額等

職員の区分	年月	職員数	平均年齢	平均経験年数		
					給料の月額	扶養手当
	年月	人	歳	年	円	円
一般職員	03. 4	10,971	39.2	17.1	307,768	6,041
	04. 4	11,043	39.0	16.9	306,168	6,010
うち 行政職員	03. 4	9,646	39.1	17.3	304,810	6,084
	04. 4	9,735	39.0	17.0	303,054	6,043
教育職員	03. 4	30,087	39.4	16.3	350,393	5,957
	04. 4	29,949	39.0	15.9	349,378	5,988
警察官	03. 4	10,932	37.2	16.6	324,618	11,069
	04. 4	10,849	37.4	16.7	326,341	11,217
計	03. 4	51,990	38.9	16.5	335,979	7,050
	04. 4	51,841	38.7	16.3	335,353	7,087

- (注) 1 行政職員とは行政職給料表の適用を受ける職員を、教育職員とは教育職給料表の適用を受ける職員を、警職員をいう(本年度の新規学卒の採用者を含む)。  
 2 平均給与月額については、民間給与との比較の対象としているものであり、通勤手当及び時間外勤務手当等  
 3 給料の月額には、給料の調整額、教職調整額及び給料表の切替えに伴う経過措置額が含まれており、その



## (令和4年人事統計に関する報告)

平 均 給 与 月 額					
管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合 計	対前年同月比
円	円	円	円	円	%
9,576	29,892	7,086	1,491	361,854	
9,505	29,728	7,390	1,434	360,235	99.6
9,801	29,576	6,992	1,459	358,722	
9,721	29,402	7,303	1,428	356,951	99.5
4,946	33,249	6,702	5,919	407,166	
4,895	33,154	6,877	5,877	406,169	99.8
2,130	31,096	5,208	332	374,453	
2,145	31,258	5,249	313	376,523	100.6
5,331	32,088	6,469	3,809	390,726	
5,301	32,028	6,646	3,765	390,180	99.9

察官とは公安職給料表の適用を受ける職員をいい、一般職員とは教育職員及び警察官以外の

の勤務した実績に応じて支給される手当は含まない。

他は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)等である。

第4表 職員の扶養手当の支給状況

(令和4年人事統計に関する報告)

扶養親族数	該当職員数	配偶者を有する者		配偶者を有しない者
		配偶者に対する扶養手当を受けている者	配偶者に対する扶養手当を受けていない者	
1人	6,478 人	1,913 人	3,993 人	572 人
2人	6,578	2,216	4,193	169
3人	4,054	2,790	1,225	39
4人	1,029	904	121	4
5人	134	116	18	0
6人以上	20	17	2	1
計	18,293	7,956	9,552	785

手当受給者1人当たり 平均手当月額	20,084円
----------------------	---------

(注) この表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

第5表 職員の管理職手当の支給状況

(令和4年人事統計に関する報告)

区分 組織	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	八種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	知事部局	部長	次長	課長	副課長 主幹			主席 研究員		
教育委員会	教育次長 部長	次長	課長	副課長 主幹 校長	副校長	教頭	県立学 校の事 務主幹	県立学 校の事 務長		
警察本部		参事官	課長 警察署長	管理官 副署長						
受給者	人 29	人 145	人 354	人 2,091	人 36	人 1,211	人 65	人 144	人 4,075	円 67,441

(注) 1 組織、職名については、主なものを記載している。

2 警察本部の職員のうち、警視正以上の職員については、国家公務員であるため含まれない。

第6表 職員の単身赴任手当の支給状況

(令和4年人事統計に関する報告)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額	
	100km 未満	100km 以上 300km 未満	300km 以上 500km 未満	500km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1,100km 未満	1,100km 以上 1,300km 未満	1,300km 以上 1,500km 未満	1,500km 以上 1,800km 未満	1,800km 以上 2,000km 未満	2,000km 以上 2,500km 未満			2,500km 以上
受給者	人 104	人 14	人 0	人 2	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 120	円 31,333

第7表 職員の住居手当の支給状況

(令和4年人事統計に関する報告)

区 分		受 給 者 数
受 給 者 計		13,118 人
手当月額		
11,000円未満の受給者		11
11,000円以上28,000円未満の受給者		5,498
28,000円の受給者		7,609
手当受給者1人当たり平均手当月額		26,260 円

単身赴任者の配偶者の 居住する借家・借間	受 給 者	手当受給者1人当たり 平均手当月額
	3 人	13,500 円

第8表 職員の通勤手当の支給状況

(令和4年人事統計に関する報告)

区 分		職 員 数
受 給 者	交通機関等のみ利用者	13,260 人
	交通用具のみ使用者	33,113
	交通機関等・交通用具併用者	1,368
	小 計	47,741
非 受 給 者		4,100
計		51,841
手当受給者1人当たり平均手当月額		10,677 円
交通用具のみ使用者1人当たり平均手当月額		9,146

第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢

行政職給料表

(他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(令和4年人事統計に関する報告)

職務の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	主事・技師	主事・技師	副主査	係長・主査	班長・ 副主幹	副課長・ 主幹	課長	次長	担当部長	部長
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										1
3										5
4										1
5										
6										
7		2								
8		1								
9	43	84								
10	4	40								
11	4	14								
12	1	8								
13	61	61	4							
14	6	43	5						3	
15	11	45	30						10	
16	6	24	27						3	
17	105	68	35						1	
18	8	56	12							
19	14	61	34	1						
20	5	38	33							
21	90	53	33				2			1
22	23	29	25					1		
23	13	62	42					1		
24	9	50	36						1	
25	93	74	42					5		
26	33	55	47	2				1		
27	45	75	51	4				8		
28	11	56	72	7				3		
29	182	70	54	11		1		7		
30	39	55	47	12				6		
31	38	68	47	9			1	13		
32	17	40	59	11			8	10		
33	207	55	51	10			18	7		
34	38	46	56	13			19	5		
35	53	35	33	8			12	9		
36	38	24	46	9	2	1	35	1		
37	166	29	24	20	1		38			
38	64	22	45	19	3		7			
39	63	21	34	16	1		6	1		
40	34	14	40	24	4		7			
41	62	14	37	21	2		11			
42	26	12	39	30	4		4			
43	55	6	26	29	2		5			
44	47	8	44	28	6		6			
45	61	3	35	37	6		10			
46	29	3	30	31	6		6			
47	40	5	27	22	8	3	3			
48	30	2	34	22	7	5	7			
49	37	1	27	32	15	6	5			
50	10		21	39	19	1	5			
51	17		16	25	17	2	1			
52	18		23	33	9	5	1			
53	26		21	17	21	12				
54	17		17	31	12	30	3			
55	12		14	20	22	78				
56	10		23	17	31	61	1			
57	19		12	19	24	33	1			
58	9		13	29	18	58				
59	15	1	18	20	9	40	2			
60	7		11	18	15	30				
61	9		9	14	15	30	2			
62	7		15	22	15	38				
63	10		10	13	16	37				
64	6		16	31	28	33				
65	9		2	11	26	28				
66	9	1	12	12	16	25				
67	7		2	15	26	29				
68	4		8	14	25	26				
69	9		3	20	21	26				
70	6		5	11	32	26				
71	4		7	10	27	13				
72	6		8	10	35	18				

職務の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
号給	主事・技師	主事・技師	副主査	係長・主査	班長・ 副主幹	副課長・ 主幹	課長	次長	担当部長	部長	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
73	4		3	10	50	18					
74	4		5	12	35	25					
75	6		6	10	33	17					
76	2		2	15	38	22					
77	3		6	12	36	16					
78	6		2	25	37	14					
79	3		3	18	38	10					
80	3			18	35	7					
81	4		5	16	40	6					
82	3		2	34	49	9					
83			4	21	44	7					
84	4		1	20	48	6					
85	5		2	24	42	57					
86	1			29	51						
87			1	18	39						
88	1		2	16	30						
89	1		2	25	47						
90	1		1	17	40						
91	1		1	15	28						
92	1		1	10	31						
93	24			11	296						
94				8							
95				16							
96				8							
97				104							
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108			1								
109			1								
110											
111											
112											
113			1								
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
											全 級
人員計	2,234	1,534	1,701	1,391	1,633	909	229	78	18	8	9,735
級別構成比	22.9%	15.8%	17.5%	14.3%	16.8%	9.3%	2.3%	0.8%	0.2%	0.1%	100.0%
平均給料月額	197,225	233,472	288,735	361,547	387,367	404,837	433,128	460,209	499,917	531,675	302,178
平均年齢	25.7	29.6	36.6	45.9	50.9	53.7	54.9	56.9	56.4	57.4	39.0

(注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。

2 人員計1の号給は空欄とした。

3 上記1、2の注は、以下第9表の各表において同じである。

公安職給料表 (警察官である職員に適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	巡査 人	巡査長 人	主任 人	係長 人	課長補佐 人	課長代理 人	課長・ 副署長 人	課長・署長 人	部長・ 参事官 人
1									
2									
3									
4				1					
5									
6									
7									
8									
9								1	
10									
11									
12									
13	76								
14	15		1						
15	24								
16	113								
17	29								
18	40								
19	7								
20	81		8						
21	24		1						
22	32		6						
23	12								
24	118		13						
25	18	1	3	1					
26	40	22	7						
27	22	27	6						
28	112	162	16						
29	142	19	1	1					
30	64	31	19	3	1				
31	38	24	6	1					
32	229	182	31	2					2
33	42	17	7	1				1	
34	20	47	39	8					
35	16	30	21	1					13
36	10	147	91	11					1
37	12	36	33	1					3
38	7	47	73	6					8
39	2	32	38	4					
40	3	155	105	10	4				8
41	16	28	40	5					2
42	3	41	88	13	4				1
43	2	28	37	7	1				2
44	8	81	95	12	2				1
45	2	29	33	8					10
46	2	29	80	14	2				
47	2	17	31	3					
48	3	16	102	25	2				
49	1	8	41	13		1		2	
50	4	8	81	18	8			5	
51		5	42	10	1			2	
52	2	10	91	20	7	1		6	
53	1	4	37	10	7			23	
54	1	2	77	25	15	4			
55	2	7	45	11	8	1	1	8	
56	1	3	65	24	13	3	2	4	
57		2	52	13	4	3	6	4	
58	2	6	68	47	12	5	7	7	
59		2	47	22	11	6	9	3	
60	1	1	66	60	9	4	9	5	
61			35	27	15	3	18	43	
62	2	2	70	56	19	11	7		
63		1	27	41	15	6	12		
64	1	3	63	78	26	11	2		
65		1	30	41	27	3	11		
66		2	57	72	22	7	7		
67			23	50	17	6	10		
68		3	60	83	27	10	7		
69		1	38	59	21	7	12		
70		1	62	98	30	8	8		
71			28	51	25	4	7		
72			39	87	27	10	4		
73			30	59	36	9	6		
74			37	85	17	16	3		
75			23	63	28	10	4		
76			31	87	30	7	4		

身給	職務の級									
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
標準的な職務	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・副署長	課長・署長	部長・参事官	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
77			15	67	26	10	2			
78			30	85	29	16	2			
79			13	47	31	4	4			
80			20	81	28	15	5			
81			14	71	26	5	1			
82			18	104	28	12	2			
83			8	45	22	6	2			
84			14	69	36	4	2			
85			9	51	25	9	5			
86			5	91	21	5				
87			7	61	22	9				
88			8	44	30	23				
89			4	47	24	8				
90			2	57	15	15				
91			4	36	11	23				
92			4	50	24	20				
93			1	37	18	122				
94			3	58	18					
95			3	45	22					
96			4	37	21					
97			4	31	216					
98			2	38						
99				19						
100				34						
101				32						
102			1	18						
103			2	27						
104				17						
105				25						
106				15						
107				20						
108				13						
109				24						
110				18						
111				25						
112				17						
113				22						
114				22						
115				28						
116				13						
117				17						
118				22						
119				23						
120				26						
121				27						
122				25						
123				28						
124				10						
125				273						
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
										全級
人員計	人 1,404	人 1,320	人 2,591	人 3,540	人 1,186	人 462	人 181	人 114	人 51	人 10,849
級別構成比	% 12.9	% 12.2	% 23.9	% 32.6	% 10.9	% 4.3	% 1.7	% 1.0	% 0.5	% 100.0
平均給料月額	円 217,178	円 250,478	円 291,166	円 371,197	円 409,351	円 421,865	円 435,821	円 453,055	円 473,912	円 326,214
平均年齢	歳 22.0	歳 26.7	歳 33.2	歳 43.4	歳 49.3	歳 49.8	歳 51.5	歳 53.6	歳 56.1	歳 37.4

教育職給料表(一) (大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で  
人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 身給	1級	2級	3級	4級
	助教	講師	准教授	教授
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				1
24				
25				
26		1		
27		1		
28	1			
29				1
30				
31				1
32			1	
33		1		
34				
35				
36				1
37				
38		1		
39		1		
40		2		
41	2		1	3
42				
43				2
44				
45				1
46				1
47	1	1		3
48	1			1
49			2	
50		1		
51	3		1	1
52				
53		1		
54			1	1
55		1		
56	1			1
57	1			1
58	2			
59			2	1
60				2
61	2		2	1
62	2	1		
63		1		
64			2	
65	1			1
66		1	1	
67			2	
68	1			



職務の級 標準的な 職務 身給	1 級	2 級	3 級	4 級	
	助教	講師	准教授	教授	
69	1				
70	1				
71					
72			1		
73					
74			1		
75	1				
76					
77			2		
78					
79		1	1		
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89			1		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
					全 級
人員計	21 人	15 人	21 人	24 人	81 人
級別構成比	25.9 %	18.5 %	25.9 %	29.7 %	100.0 %
平均給料月額	325,029 円	375,187 円	433,681 円	503,158 円	415,265 円
平均年齢	40.0 歳	45.9 歳	50.3 歳	57.2 歳	48.8 歳

教育職給料表 (二)

(高等学校、義務教育学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 支給	1級	2級	3級	4級	5級
	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		6			
8					
9	2				
10					
11		9			
12		1			
13	3	5			
14					
15		7			
16					
17	5	560			
18		1			
19	3	53			
20		10			
21	3	651			
22		7			13
23	1	81			41
24	1	32			92
25	3	653	1		129
26	1	14			146
27	1	122			154
28	3	47			99
29	5	705			63
30		60			62
31	3	126			54
32	1	61			44
33	3	665			32
34	1	80			33
35	3	201			23
36	4	124			17
37	6	383	1		21
38		87			12
39	2	414	1		9
40	1	172	1		11
41	9	321	1		7
42	6	112	1		3
43	2	434	2		3
44	4	212		1	4
45		278	2		1
46	2	158		1	2
47	5	460		2	1
48	1	219	1	2	1
49	1	26		2	4
50		24	1	2	
51	7	51	3	2	
52	3	238	3	5	
53	3	185	1	5	
54	4	431	3	3	
55	7	280	3	11	
56	7	242	2	13	
57	3	182	2	4	
58	6	455	2	6	
59	7	222	2	5	
60	6	260	4	9	
61	10	229	4	12	
62	1	437	6	16	
63	10	270	2	16	
64	4	238	1	19	
65		221	2	14	
66		403	3	25	
67	10	259		24	
68	12	268	1	15	
69	4	35	2	11	
70	6	62	1	7	
71	6	238	1	11	
72	6	381	2	26	
73	8	220		24	
74	2	240	4	30	
75	4	232	2	33	
76	14	308	4	27	
77	1	186	1	32	
78	4	217	5	68	
79	1	200	3	51	
80	9	273	5	30	
81	3	154	6	20	
82	9	159	3	67	
83	3	146	1	73	
84	6	175	2	47	

職務の級 標準的な 職務 身給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長	
	人	人	人	人	人	人
85	5	152	1	31		
86	6	221	2	52		
87	5	176		48		
88	4	253	3	53		
89	3	199		29		
90		233	1	51		
91		201	2	48		
92	4	201	2	30		
93	6	169		29		
94	14	213		34		
95	3	157	1	24		
96	9	169	3	19		
97	4	180	6	9		
98	5	200	5	19		
99	5	158	12	11		
100	4	156	9	6		
101	2	151	17	8		
102		177	8			
103		154	5			
104	2	158	6			
105	9	94	4			
106	4	82	5			
107	3	87	4			
108	4	111	7			
109	1	84	29			
110	3	123				
111	4	111				
112	1	122				
113	1	109				
114	1	127				
115		118				
116	7	112				
117		80				
118	2	54				
119	2	51				
120	3	44				
121		55				
122	1	70				
123	1	86				
124	3	76				
125		91				
126		82				
127		67				
128	1	67				
129	2	62				
130	2	65				
131	1	74				
132	2	68				
133	1	77				
134	2	64				
135		59				
136	3	67				
137	2	1				
138	4	67				
139		79				
140	1	58				
141	1	79				
142		83				
143	2	106				
144	1	83				
145	1	101				
146	1	96				
147	1	148				
148		168				
149		203				
150		282				
151		370				
152		422				
153		514				
154		466				
155		409				
156		386				
157		318				
158		196				
159		89				
160	1	64				
161	1	70				
人員計	432	26,853	230	1,272	1,081	29,868
級別構成比	1.4%	89.9%	0.8%	4.3%	3.6%	100.0%
平均給料月額	274,888円	327,015円	400,418円	423,911円	442,643円	335,138円
平均年齢	37.8歳	37.7歳	49.3歳	50.1歳	56.8歳	39.0歳

(注) 平均給料月額には、給料表の備考欄による加算額及び給料表の切替えに伴う経過措置額を含む。

# 研究職給料表

(研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	技師	研究員	上席研究員	次長・主席研究員・ 主任上席研究員	所長
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		4			
6		1	1		
7			1		
8			2		
9		4			
10			2		
11		4	2		
12			3		
13		1			
14		1			
15					
16		1	4		
17		6			
18		2	3		
19		2	3		
20		1	5		
21		6			
22		1	1		
23		1	2		
24		3	4		
25		3	1		
26		1	4		
27		2			
28		1	3		
29		6	1		
30		4	4		
31		2	5		
32			3		
33		5	1		
34		1			1
35		1	4		2
36					2
37		2	3		1
38		2	3		
39		1			
40			2		
41		1	2		
42			1		
43		1	1		
44		2			
45			2		
46					
47		2	2		
48			1		
49		1	2		
50		3	4	1	
51		1	5	2	
52			5	1	
53		3	2	2	
54			4		
55		1	1	3	
56			1	1	
57		1	2		
58			2		
59			3		
60			2		
61				3	
62				2	
63			3	2	
64			1	2	
65				1	
66			1	3	
67		1	1	3	
68			4		

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	技師	研究員	上席研究員	次長・主席研究員・ 主任上席研究員	所長	
	人	人	人	人	人	人
69				2		
70			2	2		
71						
72				2		
73				1		
74			1			
75			1	1		
76			1	1		
77				4		
78				3		
79			1	3		
80				2		
81				100		
82						
83			1			
84			2			
85						
86						
87						
88						
89			2			
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109		2				
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
人員計	- 人	88 人	130 人	147 人	6 人	371 人
級別構成比	- %	23.7 %	35.1 %	39.6 %	1.6 %	100.0 %
平均給料月額	- 円	258,373 円	353,748 円	440,481 円	476,950 円	367,484 円
平均年齢	- 歳	29.5 歳	39.0 歳	53.9 歳	58.0 歳	43.0 歳

医療職給料表（一）（保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用）

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級
	医師	主任医師	センター長	センター長
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27			1	
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				1
43				
44				
45				
46				
47				
48				2
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55			1	1
56				
57				1
58				
59				2
60				
61				
62				1
63				
64				1

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	全級
	医師	主任医師	センター長	センター長	
65	人	人	人	人	2
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79			1		
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89			2		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
人員計	人 1	人 -	人 5	人 11	人 17
級別構成比	% 5.9	% -	% 29.4	% 64.7	% 100.0
平均給料月額	円 X	円 -	円 517,500	円 564,145	円 536,894
平均年齢	歳 X	歳 -	歳 52.8	歳 61.9	歳 57.4

(注) Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない。

医療職給料表(二)

(保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11		8						
12								
13		5						
14		3						
15		4						
16								
17		5						
18								
19		1						
20		1						
21	2	8						
22		3	1					
23	1	4	2					
24	1	3		1	1			
25	2	11		1				
26	1	1		2				
27	1	3	2	1	1			
28		1	3	3	1			
29		9	1					
30			1	1	1			
31	1	3	5	4				
32		3	3	2		1		
33		5	1	1				
34		2	2	2	1			
35		6	3	2	3			
36		1	1	2		1		
37	1	4	2	2	1	1		
38		1	1	3	3			
39		4	1	6	2	1		
40		4	3	3	2			
41		6		2	2	2		
42		1		4	1			
43		2	2	4				
44				4	3			
45		4	1	1		1		
46		3	1	3	3			
47				2	1	4		
48		1		3	1	1		
49	1		1	2	3	4		
50	1	2	3		1			
51		1	2	1	5	1		
52		1		3	3	1		
53	1	2		1				
54		1			3	1		
55		1	1	1	2	1		
56		3		2	2	2		
57		1		2	1	3		
58				2	2	1		
59		1	1					
60		1		3	1	1		
61		1		1	1	1		
62				2		1		
63			1	1				
64					1	1		



職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	全級
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長	
65	人	人	人	人	人	人	人	人	
66				3	2				
67	1			1	2	2			
68		1		2		1			
69				1	1	3			
70		1		1	1				
71				1					
72						1			
73					1	57			
74				1					
75					3				
76				3	1				
77					1				
78									
79					1				
80					1				
81					2				
82					1				
83									
84									
85	1				10				
86									
87									
88				2					
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96		1							
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
人員計	15人	138人	45人	95人	79人	94人	1人	1人	468人
級別構成比	3.2%	29.5%	9.6%	20.3%	16.9%	20.1%	0.2%	0.2%	100.0%
平均給料月額	204,387円	233,659円	273,847円	315,576円	368,446円	405,671円	X円	X円	311,397円
平均年齢	27.5歳	29.7歳	33.8歳	39.4歳	45.5歳	53.0歳	X歳	X歳	39.4歳

(注) Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない。

医療職給料表(三) (保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 另給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	准看護師	保健師・看護師	主任保健師・主任看護師	主査	副主幹	課長	課長
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17		11					
18							
19							
20							
21		7					
22		2					
23							
24				1			
25		5		1			
26		1	2	1			
27							
28							
29		2	1	2			
30		1					
31		2		1			
32		1	2				
33		5	1				
34		1		1			
35		1	3	1			
36							
37		2					
38				1			
39		2					
40		1	1				
41		2					
42				1			
43		2		2			
44				1			
45			1				
46		1		2		1	
47		2	2	1			
48		1	1	2		1	
49		2	1				
50			1	2		1	
51		3		2			
52				2			
53		2		1			
54		1				1	
55				5			
56							
57			1	1			
58			1				
59			1	1	1		
60		2	2				
61			2				
62					1		
63		1		1	1		
64				1			
65		1		1			
66		3					
67			1				
68		1	1				
69		1		1			
70							
71			1				
72		1					
73		1		2	1		
74				3	1		
75							
76					1		
77							
78				1			
79				1	1		
80				2			

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	全級
	准看護師 人	保健師・看護師 人	主任保健師・ 主任看護師 人	主査 人	副主幹 人	課長 人	課長 人	
81			1	1				
82		1						
83					1			
84				2	1			
85					1			
86								
87								
88				1				
89				1				
90				2	1			
91		1						
92								
93		1			15			
94				1				
95				1				
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102				1				
103								
104				1				
105				1				
106								
107								
108								
109				1				
110				1				
111								
112								
113				1				
114								
115		1						
116								
117								
118		1						
119		1						
120		1						
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
人員計	- 人	77 人	27 人	60 人	26 人	4 人	- 人	194 人
級別構成比	- %	39.7 %	13.9 %	30.9 %	13.4 %	2.1 %	- %	100.0 %
平均給料月額	- 円	253,016 円	297,563 円	338,053 円	389,058 円	416,750 円	- 円	307,124 円
平均年齢	- 歳	30.5 歳	37.7 歳	44.0 歳	53.8 歳	56.3 歳	- 歳	39.3 歳

# 海事職給料表

(船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

身給	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	標準的な職務	航海士・機関士	一等航海士・一等機関士	一等航海士・一等機関士	船長・機関長	船長・機関長
1		人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6			1			
7						
8						
9						
10						
11				1		
12						
13			1			
14						
15						
16						
17						
18						
19			1			
20			1	1		
21						
22						
23				1		
24						
25						
26				2		
27						
28						
29		1				
30						
31						
32						
33		1				
34						
35				1		
36						
37				1	1	
38						
39						
40						
41					1	
42						
43						
44						
45						
46					1	
47						
48						
49						
50						
51						
52					1	
53						
54						
55						
56						
57				1	1	
58						
59					2	
60						
61						
62		1				
63						
64						1

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	航海士・機関士	一等航海士・一等機関士	一等航海士・一等機関士	船長・機関長	船長・機関長	
65	人	人	人	人	人	
66				1		
67				1		
68				1		
69				1		
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84				1		
85						
86						
87						
88						
89				10		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101			2			
人員計	人 3	人 4	人 10	人 23	人 -	人 40
級別構成比	% 7.5	% 10.0	% 25.0	% 57.5	% -	% 100.0
平均給料月額	円 245,933	円 255,050	円 334,790	円 422,465	円 -	円 370,565
平均年齢	歳 29.7	歳 25.0	歳 39.3	歳 48.8	歳 -	歳 42.6

福祉職給料表

(児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	課長・上席児童指導 員・上席保育士	次長	次長
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13			1			
14						
15						
16						
17	1	2				
18						
19	4					
20						
21		4				
22		1				
23	7	2				
24	2	1				
25	18	4				
26	2					
27	6	1				
28	1					
29	14					
30	3	1				
31	8	1				
32	1	3		1		
33	4	4		3		
34	3	1				
35	3	1				
36	1					
37	5	1		1		
38	1	1				
39	4					
40	2	3			2	
41	2	1		1		
42		2			1	
43	2	1		1	1	
44		2		1	1	
45	1	2				
46	4				2	
47	1			1	1	
48	1	1			1	
49	2	1		1	2	
50	2	1			1	
51	2					
52				1	1	
53					1	
54		1				
55	1			1	1	
56	1				2	
57	1				1	
58	1				1	
59						
60	1				1	
61	1					
62						
63	1					
64					1	
65	1					
66						
67				1		
68					1	
69						
70					1	
71	2					
72	1					
73						
74						
75						
76						
77						
78				1		
79						
80						

職務の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	全級
	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	課長・上席児童指導 員・上席保育士	次長	次長	
号給	人	人	人	人	人	人	人
81							
82							
83					1		
84					1		
85					1		
86							
87							
88							
89					1		
90					1		
91							
92							
93					1		
94							
95					3		
96					1		
97					6		
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153	1						
人員計	人 119	人 44	人 14	人 39	- 人	- 人	人 216
級別構成比	% 55.1	% 20.4	% 6.5	% 18.0	- %	- %	% 100.0
平均給料月額	円 207,961	円 257,780	円 318,286	円 376,879	- 円	- 円	円 255,759
平均年齢	歳 26.2	歳 31.5	歳 39.9	歳 48.2	- 歳	- 歳	歳 32.2

### 特定任期付職員給料表

(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	
5	2
6	
7	
人員計	2

### 第1号任期付研究員給料表

(招へいされて高度の専門的な知識を必要とする研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	
5	
6	
人員計	0

### 第2号任期付研究員給料表

(先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
人員計	0



第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

(令和4年人事統計に関する報告)

給料表		級											
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
一般職員	行政職給料表	300			15	141	142	2					
	研究職給料表	33			12	21							
	医療職給料表(二)	30				3	9	18					
	医療職給料表(三)	7				4	3						
	海事職給料表	3				3							
	福祉職給料表	5			2	3							
教育職員	教育職給料表(二)	2,180	2	2,153			25						
警察官	公安職給料表	214				67	87	52	4	4			
給料表計		2,772											
60歳		786											
61歳		749											
62歳		548											
63歳		402											
64歳		287											

(注) 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員

(令和4年人事統計に関する報告)

給料表		級											
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
一般職員	行政職給料表	138			7	39	92						
	研究職給料表	10			2	8							
	医療職給料表(二)	5					3	2					
	医療職給料表(三)	1				1							
	海事職給料表	0											
	福祉職給料表	1				1							
教育職員	教育職給料表(二)	663		663									
警察官	公安職給料表	0											
給料表計		818											
60歳		122											
61歳		140											
62歳		170											
63歳		199											
64歳		187											



令和4年職種別民間給与実態調査  
(民間給与関係)

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和4年職種別民間給与実態調査)

企業規模 産業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	326	54	54	50	113	55
農業，林業，漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業，採石業，砂利採取業，建設業	25	2	3	3	7	10
製造業	118	12	22	20	42	22
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	66	9	9	10	26	12
卸売業，小売業	29	7	7	5	9	1
金融業，保険業，不動産業，物品賃貸業	10	5	2	1	2	—
教育，学習支援業，医療，福祉，サービス業	78	19	11	11	27	10

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が8所、調査不能の事業所が40所あった。  
 2 調査対象事業所374所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所8所を除いた366所に占める調査完了事業所326所の割合(調査完了率)は、89.1%である。  
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第12表 民間における初任給の改定状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

項目 学歴	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
		増額	据置き	減額	
大学卒	24.2 %	(32.0) %	(67.1) %	(0.9) %	75.8 %
高校卒	14.0	(42.1)	(57.9)	—	86.0

(注) ( ) 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第13表 職種別、学歴別初任給

(令和4年職種別民間給与実態調査)

職 種	学 歴	初 任 給
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	212,552 円
	短 大 卒	195,330
	高 校 卒	176,993
新 卒 事 務 員	大 学 卒	211,442
	短 大 卒	193,187
	高 校 卒	177,018
新 卒 技 術 者	大 学 卒	215,845
	短 大 卒	198,120
	高 校 卒	176,955
新 卒 研 究 員	大 学 卒	※ 221,324
新 卒 研 究 補 助 員	短 大 卒	X
	高 校 卒	※ 183,040
新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	X
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	X

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

3 「※」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第14表 民間における家族手当の支給状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家族手当制度がある		70.9%
配偶者に家族手当を支給する		58.4%
家族手当制度がない		29.1%
扶養家族の 構 成 別 支 給 月 額	配 偶 者	11,966円
	配偶者と子1人	18,393円
	配偶者と子2人	24,470円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。  
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は82.4%である。  
 3 支給月額、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第15表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を支給する		在宅勤務関連手当を支給しない		在宅勤務を 実施していない
	%	%	%	%	
56.8	(24.1)	(75.9)	43.2		

(注) ( )内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

検討している	検討していない
%	%
15.2	84.8

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第16表 民間における特別給の支給状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

項 目		支 給 額 等
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	377,994 円
	上半期 (A2)	378,829
特別給の支給額	下半期 (B1)	790,185
	上半期 (B2)	883,680
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.09 月分
	上半期 (B2/A2)	2.33
	年 間	4.42

(注) 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 本県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.30月である。

第17表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

部 長 級 (非役員)		課 長 級		係 員	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
50.2 %	49.8 %	51.2 %	48.8 %	57.4 %	42.6 %

第18表 民間における給与改定の状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
課 長 級	25.2 %	16.1 %	- %	58.7 %
係 員	33.8	12.2	-	54.0

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第19表 民間における定期昇給の実施状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
			増額	減額	変化なし			
課長級		79.3 %	78.3 %	23.5 %	4.6 %	50.2 %	1.0 %	20.7 %
係員		88.5	87.3	29.4	3.3	54.6	1.2	11.5

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第20表 民間における定年制の状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
98.0 %	69.2 %	28.8 %	2.0 %

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

区分	項目	給与減額あり	給与減額なし	
			60歳で減額	
課長級		51.3 %	34.3 %	48.7 %
非管理職		50.9	34.1	49.1

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第22表において同じ。)  
2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(令和4年職種別民間給与実態調査)

課長級	非管理職
66.3 %	72.8 %

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。



第23表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

(令和4年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支給す る 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級	
								人
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	38	53.1	743,124	5,435	737,689	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長(取 締役兼任者を除 く。)	{ 本表2企業規模 50人以上、本 表3企業規模 100人以上500人 未満及び本表4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照
	大 学 卒	24	52.5	768,159	3,252	764,907		
	短 大 卒	2	48.8	791,953	0	791,953		
	高 校 卒	12	55.2	678,250	11,290	666,960		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	14	54.4	682,177	5,097	677,080	{ 構成員50人以上の 工場の長(取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	12	54.5	694,134	5,929	688,205		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	2	53.5	608,946	0	608,946		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	467	51.9	665,006	3,019	661,987	{ 2課以上又は構成員 20人以上の部の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	331	51.9	684,630	1,536	683,094		
	短 大 卒	42	51.5	617,852	10	617,842		
	高 校 卒	91	52.0	602,412	9,677	592,735		
	中 学 卒	3	56.8	597,452	40,345	557,107		
	技 術 部 長	291	52.5	660,431	1,477	658,954	同 上	同 上
大 学 卒	222	52.2	676,218	1,016	675,202			
短 大 卒	26	54.0	627,454	1,188	626,266			
高 校 卒	42	53.6	596,607	3,748	592,859			
中 学 卒	X	X	X	X	X			
事 務 部 次 長	103	50.4	555,345	1,242	554,103	{ 上記部長に事故等 あるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同 上	
大 学 卒	59	50.4	579,623	119	579,504			
短 大 卒	19	49.5	528,541	269	528,272			
高 校 卒	25	50.9	520,039	4,225	515,814			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下本表において同じ。)

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支給す る 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級	
								人
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	101	50.4	541,455	6,297	535,158	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長—課長間）	本表2企業規模500人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	63	50.0	549,227	5,466	543,761		
	短 大 卒	14	48.9	508,015	6,428	501,587		
	高 校 卒	21	52.0	543,862	9,359	534,503		
	中 学 卒	3	51.3	492,560	0	492,560		
	事務課長	849	49.0	560,547	5,997	554,550	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
	大 学 卒	580	48.8	576,502	3,436	573,066		
	短 大 卒	61	48.8	528,688	7,148	521,540		
	高 校 卒	200	49.6	520,492	13,982	506,510		
	中 学 卒	8	50.0	455,621	16,980	438,641		
	技術課長	717	49.2	566,088	6,401	559,687	同 上	同 上
	大 学 卒	486	48.6	585,449	5,224	580,225		
	短 大 卒	52	50.9	555,978	3,882	552,096		
	高 校 卒	177	50.5	508,533	10,887	497,646		
	中 学 卒	2	50.5	539,580	0	539,580		
	事務課長代理	443	47.4	497,069	20,631	476,438	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長—係長間）	同 上
	大 学 卒	294	46.7	502,073	18,622	483,451		
	短 大 卒	48	49.0	493,017	19,382	473,635		
	高 校 卒	100	48.7	484,108	27,698	456,410		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
技術課長代理	247	44.8	479,955	40,136	439,819	同 上	同 上	
大 学 卒	150	43.3	485,727	37,640	448,087			
短 大 卒	28	43.7	468,887	44,521	424,366			
高 校 卒	67	48.2	474,348	43,575	430,773			
中 学 卒	2	41.6	440,569	26,585	413,984			

(注) 「中間職（課長—係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て支 給す る給 与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級	
								人
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	1,010	44.3	455,423	52,836	402,587	係の長及び係長級 専門職	本表2企業規模 500人以上、本 表3企業規模 100人以上500人 未満及び本表4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照
	大学卒	544	42.2	444,682	45,471	399,211		
	短大卒	126	45.5	439,437	46,398	393,039		
	高校卒	337	47.2	478,526	66,653	411,873		
	中学卒	3	44.9	420,701	60,141	360,560		
	技術係長	547	41.9	479,235	59,010	420,225	同上	同上
	大学卒	270	39.3	484,160	53,835	430,325	係長等のいる事業所 における主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、 課長代理以上に直属 し、部下を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等 が上記主任と同等と認 められる主任 中間職（係長—係員 間）	同上
	短大卒	62	40.2	424,125	44,651	379,474		
	高校卒	214	46.6	489,417	72,119	417,298		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	事務主任	849	41.2	395,534	44,587	350,947		
	大学卒	459	38.3	392,324	41,506	350,818	同上	同上
	短大卒	123	44.1	405,554	44,410	361,144		
	高校卒	258	44.6	397,525	49,459	348,066		
	中学卒	9	43.4	353,848	57,217	296,631		
	技術主任	659	46.6	472,004	59,038	412,966		
	大学卒	315	42.8	442,018	57,863	384,155	同上	同上
	短大卒	56	46.6	404,496	44,173	360,323		
	高校卒	287	50.5	514,295	62,666	451,629		
	中学卒	X	X	X	X	X		
事務係員	3,092	36.3	316,105	35,784	280,321			
大学卒	1,624	33.1	320,035	39,616	280,419	同上	同上	
短大卒	398	39.4	309,558	27,616	281,942			
高校卒	1,059	40.3	311,940	32,490	279,450			
中学卒	11	44.6	351,177	69,978	281,199			

(注) 「中間職（係長—係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって		(A) - (B)	備 考	対 応 級
				支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)			
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	1,944	32.1	350,620	57,830	292,790	{ 本表2企業規模 500人以上、本 表3企業規模 100人以上500人 未満及び本表4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照	
	大 学 卒	1,086	31.0	362,330	62,367	299,963		
	短 大 卒	181	32.8	316,236	44,626	271,610		
	高 校 卒	666	33.1	342,272	54,516	287,756		
	中 学 卒	11	46.6	361,320	66,574	294,746		

## 2 企業規模500人以上

(令和4年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	35	53.3	756,143	2,946	753,197	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長(取 締役兼任者を除 く。)	行政職 9級、10級
	大 学 卒	22	52.4	776,836	3,561	773,275		
	短 大 卒	2	48.8	791,953	0	791,953		
	高 校 卒	11	56.2	703,139	2,105	701,034		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	12	54.0	694,014	5,946	688,068	{ 構成員50人以上の 工場の長(取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	11	54.2	710,632	6,466	704,166		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	X	X	X	X	X		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	302	51.9	704,563	1,961	702,602	{ 2課以上又は構 成員20人以上の部 の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	223	51.8	720,564	742	719,822		
	短 大 卒	26	51.7	658,384	0	658,384		
	高 校 卒	51	52.2	642,150	7,628	634,522		
	中 学 卒	2	57.2	635,089	60,631	574,458		
技 術 部 長	197	52.5	706,539	1,401	705,138	同 上	同 上	
大 学 卒	169	52.3	708,681	1,052	707,629			
短 大 卒	12	55.6	667,901	0	667,901			
高 校 卒	15	51.9	718,692	6,152	712,540			
中 学 卒	X	X	X	X	X			
事 務 部 次 長	49	51.8	604,689	313	604,376	{ 上記部長に事故等 あるときの職務代 行 者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び 部次長級専門職 中間職(部長一課 長間)	同 上	
大 学 卒	32	52.3	635,128	0	635,128			
短 大 卒	5	49.5	563,760	857	562,903			
高 校 卒	12	51.3	543,099	895	542,204			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	45	50.6	572,562	9,847	562,715	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長—課長間）	行政職 9級、10級
	大 学 卒	31	50.6	592,670	8,190	584,480		
	短 大 卒	4	48.6	471,822	387	471,435		
	高 校 卒	7	51.1	572,310	25,420	546,890		
	中 学 卒	3	51.3	492,560	0	492,560		
	事務課長	653	49.6	583,615	5,490	578,125	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 7級、8級
	大 学 卒	477	49.4	592,702	3,122	589,580		
	短 大 卒	39	48.6	569,083	4,055	565,028		
	高 校 卒	132	50.7	550,885	16,016	534,869		
	中 学 卒	5	50.0	496,847	26,108	470,739		
	技術課長	479	49.6	594,303	5,828	588,475	同 上	同 上
	大 学 卒	365	49.2	604,892	5,141	599,751		
	短 大 卒	25	51.5	598,680	2,663	596,017		
	高 校 卒	87	51.4	542,123	10,369	531,754		
	中 学 卒	2	50.5	539,580	0	539,580		
	事務課長代理	334	48.0	516,414	18,645	497,769	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長—係長間）	行政職 5級、6級
	大 学 卒	226	47.4	516,993	16,564	500,429		
	短 大 卒	40	49.2	498,737	18,274	480,463		
	高 校 卒	68	49.5	526,075	26,888	499,187		
中 学 卒	—	—	—	—	—			
技術課長代理	111	45.2	518,187	43,531	474,656	同 上	同 上	
大 学 卒	78	44.4	515,256	40,188	475,068			
短 大 卒	14	43.5	498,735	51,021	447,714			
高 校 卒	18	49.8	547,998	54,799	493,199			
中 学 卒	X	X	X	X	X	X		

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	702	44.8	479,703	55,861	423,842	係の長及び係長級 専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	381	42.9	465,803	46,570	419,233		
	短大卒	88	46.1	460,693	50,143	410,550		
	高校卒	231	47.4	510,538	73,455	437,083		
	中学卒	2	42.1	407,738	29,965	377,773		
	技術係長	313	41.5	517,539	65,389	452,150	同上	同上
	大学卒	169	38.5	510,793	54,436	456,357	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長—係員間）	行政職 2級（一部は3 級、4級）
	短大卒	22	43.5	482,105	43,968	438,137		
	高校卒	121	47.0	538,999	92,323	446,676		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	事務主任	581	41.4	411,189	49,312	361,877		
	大学卒	331	38.6	404,469	43,648	360,821	同上	同上
	短大卒	98	43.8	417,199	47,347	369,852		
	高校卒	148	45.8	423,957	62,756	361,201		
	中学卒	4	45.3	328,090	62,695	265,395		
技術主任	476	47.9	490,566	58,648	431,918			
大学卒	222	44.2	457,307	58,525	398,782	同上	同上	
短大卒	37	47.1	417,005	38,947	378,058			
高校卒	216	51.8	535,168	61,693	473,475			
中学卒	X	X	X	X	X			
事務係員	1,897	36.3	327,982	39,306	288,676			
大学卒	1,049	33.0	327,263	42,073	285,190	同上	行政職 1級	
短大卒	232	39.0	321,647	29,947	291,700			
高校卒	613	41.3	332,341	38,364	293,977			
中学卒	3	33.2	321,046	54,961	266,085			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・ 技術関係 職種	技 術 係 員	1,246	31.7	361,305	62,333	298,972		行政職 1級
	大 学 卒	675	30.7	376,739	69,915	306,824		
	短 大 卒	99	34.3	319,796	42,629	277,167		
	高 校 卒	465	32.5	349,819	56,419	293,400		
	中 学 卒	7	46.3	362,007	79,867	282,140		



3 企業規模100人以上500人未満

(令和4年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 技 術 関 係 職 種	支 店 長	3	50.4	594,175	33,912	560,263	{ 構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 ( 社 ) の 長 ( 取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。 )	行政職 7 級、8 級
	大 学 卒	2	53.3	676,848	0	676,848		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	X	X	X	X	X		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	2	56.5	611,084	0	611,084	{ 構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 ( 取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。 )	同 上
	大 学 卒	X	X	X	X	X		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	X	X	X	X	X		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	148	52.6	588,321	2,741	585,580	{ 2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 ( 取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。 )	同 上
	大 学 卒	102	52.3	594,828	1,148	593,680		
	短 大 卒	14	52.0	533,137	40	533,097		
	高 校 卒	31	53.6	587,830	9,473	578,357		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技 術 部 長	79	52.1	563,359	1,576	561,783	同 上	同 上
	大 学 卒	48	51.2	563,680	855	562,825		
短 大 卒	14	51.7	569,520	2,891	566,629			
高 校 卒	17	54.9	558,791	2,673	556,118			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	54	49.1	507,391	2,145	505,246	{ 上 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 ( 部 長 一 課 長 間 )	同 上	
大 学 卒	27	48.1	509,208	270	508,938			
短 大 卒	14	49.5	512,404	0	512,404			
高 校 卒	13	50.5	500,338	7,071	493,267			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	53	50.3	511,532	2,965	508,567	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長―課 長間）	行政職 7級、8級
	大 学 卒	30	49.3	496,121	2,338	493,783		
	短 大 卒	10	49.1	529,474	10,009	519,465		
	高 校 卒	13	52.8	530,967	447	530,520		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	179	46.6	481,653	6,748	474,905	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職 5級、6級
	大 学 卒	100	45.4	488,237	5,354	482,883		
	短 大 卒	20	48.5	437,645	16,780	420,865		
	高 校 卒	58	47.9	484,329	6,448	477,881		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技術課長	208	47.8	494,448	6,334	488,114	同 上	同 上
	大 学 卒	112	45.9	498,997	4,508	494,489		
	短 大 卒	27	50.1	487,208	5,846	481,362		
	高 校 卒	69	50.0	490,113	9,135	480,978		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	99	44.7	423,548	28,384	395,164	上記課長に事故等 のあるときの職務 代行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する 者 職能資格等が上 記課長代理と同等 と認められる課 長代理及び課長 代理級専門職 中間職（課長―係 長間）	行政職 4級
	大 学 卒	64	43.2	431,075	29,347	401,728		
	短 大 卒	8	47.9	447,442	28,204	419,238		
	高 校 卒	26	46.8	404,425	26,723	377,702		
中 学 卒	X	X	X	X	X			
技術課長代理	132	44.3	449,148	38,140	411,008	同 上	同 上	
大 学 卒	71	41.9	448,270	34,961	413,309			
短 大 卒	13	43.3	440,744	41,321	399,423			
高 校 卒	47	47.4	452,843	40,582	412,261			
中 学 卒	X	X	X	X	X			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	264	42.4	386,605	43,565	343,040	{ 係の長及び係長級 専門職	行政職 3級
	大 学 卒	152	39.6	380,999	41,780	339,219		
	短 大 卒	32	42.7	369,856	35,197	334,659		
	高 校 卒	80	47.1	402,297	49,627	352,670		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 係 長	212	42.2	403,284	43,785	359,499	同 上	同 上
	大 学 卒	96	41.5	402,846	49,642	353,204		
	短 大 卒	38	37.8	385,792	44,731	341,061		
	高 校 卒	78	45.4	413,685	36,799	376,886		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 主 任	228	40.2	365,458	33,859	331,599	{ 係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長—係員間）	行政職 2級（一部は3 級）
	大 学 卒	116	37.2	362,176	34,627	327,549		
	短 大 卒	21	45.9	363,974	33,820	330,154		
	高 校 卒	87	42.3	372,417	34,180	338,237		
	中 学 卒	4	42.8	310,605	10,298	300,307		
	技 術 主 任	152	40.3	394,748	57,390	337,358	同 上	同 上
大 学 卒	85	36.5	382,158	56,933	325,225			
短 大 卒	15	44.2	366,485	71,352	295,133			
高 校 卒	52	44.9	419,938	54,681	365,257			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 係 員	986	35.9	294,720	29,712	265,008		行政職 1級	
大 学 卒	496	32.8	303,213	34,408	268,805			
短 大 卒	133	39.9	284,398	22,534	261,864			
高 校 卒	350	38.7	285,627	25,229	260,398			
中 学 卒	7	48.4	315,456	41,466	273,990			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・ 技術関係 職種	技術係員	542	32.2	318,649	44,187	274,462		行政職 1級
	大学卒	345	31.4	328,242	44,268	283,974		
	短大卒	64	29.9	316,229	54,198	262,031		
	高校卒	131	35.2	296,905	39,334	257,571		
	中学卒	2	46.0	276,984	26,710	250,274		

4 企業規模50人以上100人未満

(令和4年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	行政職 6級、7級
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の 工場の長 (取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	17	48.5	496,473	24,684	471,789	{ 2課以上又は構 成員20人以上の部 の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	6	51.7	554,436	39,896	514,540		
	短 大 卒	2	47.0	514,325	0	514,325		
	高 校 卒	9	46.8	453,864	20,029	433,835		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 部 長	15	54.4	522,786	1,941	520,845	同 上	同 上
大 学 卒	5	55.3	567,236	1,162	566,074			
短 大 卒	—	—	—	—	—			
高 校 卒	10	54.0	500,561	2,331	498,230			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	—	—	—	—	—	{ 上記部長に事故等 あるときの職務代 行 者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長 及び 部次長級専門職 中間職 (部長一課 長 間)	同 上	
大 学 卒	—	—	—	—	—			
短 大 卒	—	—	—	—	—			
高 校 卒	—	—	—	—	—			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	3	49.3	495,067	0	495,067	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長一課長間）	行政職 6級、7級
	大学卒	2	49.0	494,550	0	494,550		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	X	X	X	X	X		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	17	49.3	386,782	18,866	367,916	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5級
	大学卒	3	55.0	442,048	0	442,048		
	短大卒	2	56.0	350,547	0	350,547		
	高校卒	10	46.6	374,621	30,994	343,627		
	中学卒	2	47.5	396,291	4,750	391,541		
	技術課長	30	48.6	435,046	17,752	417,294	同上	同上
	大学卒	9	48.9	480,203	16,310	463,893		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	21	48.5	415,149	18,387	396,762		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	10	45.9	352,303	33,754	318,549	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 4級
大学卒	4	44.0	390,782	22,299	368,483			
短大卒	—	—	—	—	—			
高校卒	6	47.2	325,805	41,641	284,164			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術課長代理	4	49.3	391,686	11,912	379,774	同上	同上	
大学卒	X	X	X	X	X			
短大卒	X	X	X	X	X			
高校卒	2	53.5	384,688	23,238	361,450			
中学卒	—	—	—	—	—			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	44	45.8	381,397	47,338	334,059	係の長及び係長級 専門職	行政職 3級
	大学卒	11	46.4	390,065	47,206	342,859		
	短大卒	6	45.9	378,736	31,083	347,653		
	高校卒	26	45.3	375,601	47,174	328,427		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	技術係長	22	47.1	449,967	77,793	372,174	同上	同上
	大学卒	5	42.1	446,909	92,050	354,859		
	短大卒	2	48.4	495,048	51,562	443,486		
	高校卒	15	48.6	444,771	76,596	368,175		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務主任	40	42.7	321,701	31,045	290,656	係長等のいる事業所 における主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、 課長代理以上に直属 し、部下を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等 が上記主任と同等と認 められる主任 中間職（係長—係員 間）	行政職 2級（一部は3 級）
	大学卒	12	37.5	307,549	39,961	267,588		
	短大卒	4	43.0	300,552	18,422	282,130		
	高校卒	23	45.4	318,310	19,541	298,769		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	技術主任	31	42.1	378,711	74,444	304,267	同上	同上
	大学卒	8	39.3	357,115	41,090	316,025		
	短大卒	4	47.1	362,629	30,712	331,917		
高校卒	19	42.3	392,882	100,689	292,193			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務係員	209	38.2	278,209	23,296	254,913		行政職 1級	
大学卒	79	37.2	301,641	30,169	271,472			
短大卒	33	40.8	283,004	23,396	259,608			
高校卒	96	38.1	252,594	14,297	238,297			
中学卒	X	X	X	X	X			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・ 技術関係 職種	技術係員	156	35.2	316,488	43,952	272,536		行政職 1級
	大学卒	66	33.1	307,287	34,565	272,722		
	短大卒	18	31.9	295,418	29,954	265,464		
	高校卒	70	38.0	328,515	57,622	270,893		
	中学卒	2	48.2	451,659	58,097	393,562		



その2 給与比較の対象外職種  
企業規模計

(令和4年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	9	34.1	293,385	27,774	265,611	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所 において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	2	49.5	521,659	184,966	336,693	
	守 衛	2	40.6	399,268	1,312	397,956	
	用 務 員	—	—	—	—	—	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	5	62.4	708,144	0	708,144	
	大 学 教 授	75	57.4	675,174	0	675,174	
	大 学 准 教 授	58	49.5	526,028	0	526,028	
	大 学 講 師	33	43.5	457,109	0	457,109	
	大 学 助 教	12	39.6	414,625	0	414,625	
	高 等 学 校 校 長	X	X	X	X	X	
職 種	高 等 学 校 教 頭	12	56.4	647,351	24,744	622,607	
	高 等 学 校 教 諭	119	44.1	502,785	25,110	477,675	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	8	53.7	828,351	0	828,351	構成員50人以上の所の長（取締役兼 任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以上 の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究所長 の職名を有する者、上記研究部 （課）長及び研究室（係）長を除 く。）
	研 究 部（課）長	80	50.6	754,055	22	754,033	
	研 究 室（係）長	41	45.0	600,193	22,562	577,631	
	主 任 研 究 員	152	41.9	585,146	45,648	539,498	
	研 究 員	202	33.4	420,858	60,458	360,400	
	研 究 補 助 員	49	30.4	300,456	37,496	262,960	

<参考> 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

本県職員(行政職)		民間従業員の役職		
職務の級	標準的な職務	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模50人以上100人未満の事業所
10級	部長	支店長・工場長 部長・部次長	/	/
9級	担当部長			
8級	次長	課長	支店長・工場長 部長・部次長	支店長・工場長 部長・部次長
7級	課長			
6級	副課長・主幹	課長代理	課長	課長
5級	班長・副主幹			
4級	係長・主査	係長	課長代理	課長代理
3級	副主査		係長	係長
2級	主事・技師	主任	主任	主任
1級	主事・技師	係員	係員	係員

# 職員給与と民間給与との比較

第24表 職員給与と民間給与との比較

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B) $\left[ \frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
362,261 円	361,060 円	1,201 円 ( 0.33 % )

- (注) 1 職員は行政職員、民間従業員はこれに相当する職種の職務に従事する者である。  
 2 職員、民間従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

生 計 費 関 係

## 令和4年4月の標準生計費算定方法

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和4年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、全国の令和4年4月における1人世帯の費目別標準生計費（令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して算定したもの）に、全国と千葉市の令和4年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて算定した。

2人～5人世帯については、「家計調査」（千葉市・勤労者世帯）における令和4年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

#### （参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和3年1月～12月の「家計調査」の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第25表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和4年4月）

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	35,400 <sup>円</sup>	44,870 <sup>円</sup>	57,470 <sup>円</sup>	70,060 <sup>円</sup>	82,650 <sup>円</sup>
住居関係費	35,730	63,370	50,570	37,770	24,960
被服・履物費	5,270	3,630	5,690	7,740	9,790
雑費Ⅰ	24,250	39,860	57,320	74,780	92,220
雑費Ⅱ	6,630	12,250	14,560	16,870	19,180
計	107,280	163,980	185,610	207,220	228,800

# 勞 働 經 濟 指 標

第26表 労働経済指標

項目 年度・年月	①	②	③		④	⑤						⑥		
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数 (調査 産業計)	有効求人倍率 (季節調整値)		完全 失業率 (季節 調整値)	きまって支給する給与 (調査産業計)						所定内 (調査)		
			全 国	千 葉 県		全 国		千 葉 県		全 国		一 般 労働者		
	前年度比・ 前 期 比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)			前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	(千円)	(千円)		(千円)	
令和2年度	△ 4.6	0.0	1.10	0.90	2.9	293.3	△ 1.0	356.0	269.7	△ 2.1	353.4	271.5	0.1	328.1
3年度	2.3	△ 0.4	1.16	0.86	2.8	298.2	1.7	360.7	268.8	△ 0.3	354.2	274.4	1.1	330.2
令和3年1月		△ 0.3	1.08	0.85	3.0	293.0	0.0	356.7	268.2	△ 2.6	357.9	270.0	0.4	327.1
2月	△ 0.3	△ 0.4	1.09	0.85	2.9	292.8	△ 0.3	357.3	265.0	△ 4.3	354.7	269.9	0.3	327.6
3月		△ 0.2	1.10	0.84	2.7	297.3	1.1	361.3	269.6	△ 0.3	358.9	273.7	1.5	330.8
4月		△ 0.3	1.09	0.85	2.8	300.3	1.6	362.8	271.1	△ 1.6	357.5	275.9	1.1	331.5
5月	0.4	0.2	1.10	0.86	2.9	294.9	2.6	356.6	269.2	△ 0.3	353.5	272.1	1.4	327.5
6月		0.0	1.13	0.87	2.9	297.2	2.1	358.9	266.8	△ 0.7	348.3	274.4	0.8	329.7
7月		△ 0.1	1.14	0.87	2.8	297.7	1.7	360.2	267.9	△ 0.3	349.6	274.0	0.7	329.7
8月	△ 0.4	△ 0.2	1.15	0.86	2.8	295.0	1.3	357.8	268.3	△ 0.8	353.9	271.9	0.7	328.2
9月		△ 0.3	1.15	0.85	2.8	296.3	1.2	358.9	269.3	△ 0.4	355.2	273.6	0.7	329.7
10月		△ 0.3	1.16	0.85	2.7	298.6	0.8	361.6	274.5	1.1	360.4	275.1	0.5	331.5
11月	1.0	△ 0.5	1.17	0.85	2.8	298.0	1.3	361.4	271.5	0.8	355.8	273.9	1.0	330.3
12月		△ 0.4	1.17	0.84	2.7	298.6	1.2	362.3	274.1	1.9	357.9	273.7	0.7	330.3
令和4年1月		△ 1.2	1.20	0.85	2.8	298.9	2.0	360.5	264.5	△ 1.4	351.5	274.7	1.8	329.8
2月	0.1	△ 1.2	1.21	0.89	2.7	299.5	2.3	361.4	262.3	△ 0.9	351.3	275.2	1.9	330.3
3月		△ 1.3	1.22	0.90	2.6	304.0	2.2	366.1	265.9	△ 1.4	356.1	278.9	1.9	334.2
4月		△ 1.1	1.23	0.94	2.5	307.9	2.5	370.5	272.2	0.4	357.9	281.9	2.2	337.4

資料出所： ①内閣府、②厚生労働省「毎月勤労統計調査全国調査」、③厚生労働省、千葉労働局、④総務省「労働力調査」、⑤～⑨厚生労働

(注) 1 ①は平成27年基準、②、⑤、⑥、⑪、⑫は令和2年基準(ただし、⑪、⑫の令和2年度は平成27年基準)である。

2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は事業所規模30人以上の数値である。



給 与 産業計)			⑦ 所 定 外 給 与 (調査産業計)		⑧ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑨ 所定外労働時間数 (調査産業計)		⑩ 消 費 支 出 (名目) (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)				⑪ 消費者物価指数 (総合)		⑫ 国内企業 物価指数
			千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 市	全 国	千 葉 市		
	前年度比・ 前年同月比 (千円)	一般 労働者 (%)	(千円)	(千円)	(千円)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
250.0	△ 0.5		325.0	21.8	19.7	140.0	132.0	10.6	8.9	304.5	△ 5.0	334.7	△ 6.4	△ 0.2	△ 1.5
249.4	△ 0.2		325.9	23.8	19.3	142.5	132.4	11.7	9.6	311.2	2.2	332.5	△ 0.6	0.1	7.1
249.6	△ 1.7		330.2	23.0	18.7	135.1	126.8	11.0	8.6	297.6	△ 4.8	357.2	11.8	△ 0.7	△ 1.8
247.1	△ 2.6		327.9	22.9	17.9	135.4	124.8	11.1	8.5	280.8	△ 7.4	240.1	△ 33.7	△ 0.5	△ 0.9
251.1	1.1		331.5	23.7	18.4	145.1	130.6	12.0	8.9	344.1	6.7	315.5	△ 29.2	△ 0.4	1.0
251.6	△ 0.5		328.8	24.4	19.4	150.4	138.0	12.1	9.5	338.6	11.5	397.4	7.7	△ 1.1	3.8
250.2	△ 0.3		325.7	22.8	19.1	136.0	128.6	11.1	9.2	317.7	13.1	388.7	△ 6.6	△ 0.8	5.0
248.4	△ 0.7		321.6	22.8	18.4	146.9	135.4	11.4	9.1	281.2	△ 5.8	295.0	△ 8.2	△ 0.5	5.0
248.7	△ 0.7		321.6	23.7	19.3	146.9	134.7	11.9	9.4	302.8	4.9	333.4	△ 0.7	△ 0.3	5.6
249.1	△ 0.8		325.5	23.1	19.2	135.8	128.0	10.9	8.7	294.1	△ 3.4	286.5	△ 24.0	△ 0.4	5.7
250.1	△ 0.2		326.9	22.7	19.1	141.4	132.1	11.3	9.7	295.8	△ 2.8	303.4	△ 9.5	0.2	6.2
254.8	1.6		331.7	23.4	19.7	144.8	134.5	11.7	9.8	312.7	0.1	310.6	3.7	0.1	8.2
251.6	1.5		326.5	24.1	19.9	145.8	135.0	12.1	9.4	304.2	△ 0.4	358.9	18.2	0.6	9.1
253.2	2.2		327.7	24.8	20.9	144.5	135.8	12.3	10.1	344.1	3.1	348.8	1.0	0.8	8.6
245.4	△ 1.6		323.5	24.2	19.1	136.9	129.1	11.8	9.9	314.4	5.6	279.9	△ 21.6	0.5	9.1
243.7	△ 1.4		323.6	24.4	18.6	136.6	125.8	11.9	9.6	285.3	1.6	375.9	56.6	0.9	9.4
246.4	△ 1.9		327.1	25.0	19.6	144.5	131.7	12.6	10.2	343.7	△ 0.1	311.6	△ 1.2	1.2	9.4
251.0	△ 0.3		327.2	26.0	21.2	149.0	137.9	12.9	11.3	344.1	1.6	331.8	△ 16.5	2.5	9.8

省「毎月勤労統計調査全国調査」、県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」、⑩総務省「家計調査」、⑪総務省、⑫日本銀行



# 人 事 院 勸 告

## 給 与 勧 告 の 骨 子

### ○ 本年の給与勧告のポイント

～ 3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ ～

- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

## I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

## II 民間給与との比較に基づく給与改定等

### 1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率83.2%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

#### ○ 民間給与との較差 921円（0.23%）

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049円、平均年齢 42.7歳〕

〔改定の内訳：俸給 818円 はね返り分(注)103円〕（注）俸給の改定により諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の平均支給月数を比較

#### ○ 民間の支給割合 4.41月〔公務の平均支給月数 4.30月〕

### 2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

#### ○ 俸給表

##### ① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を3,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定（平均改定率：全体 0.3%〔1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし〕）

##### ② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

### 〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	1.20月(支給済み)	1.20月(改定なし)
勤勉手当	0.95月(支給済み)	1.05月(現行0.95月)
5年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	1.00月	1.00月

### 〈実施時期〉

- ・月例給：令和4年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

## 3 その他の取組

### (1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

### (2) テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

## 4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

#### 【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請

→

#### 【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

令和4年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。報告では、以下の1から3までの三つの課題認識とそれぞれの対応策を示した。概要は以下のとおり。

### 1 人材の確保

#### 【課題】

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要

#### 【対応】

##### (1) 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定

また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定

##### (2) 民間との人材交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討

### 2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

#### 【課題】

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要

#### 【対応】

##### (1) 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能力発揮できるよう研修教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進

##### (2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援

### 3 勤務環境の整備

#### 【課題】

職員のWell-being 実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、職員の健康管理等を進める必要

#### 【対応】

##### (1) 長時間労働の是正

新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に関する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。国会対応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願

##### (2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討

##### (3) 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充

##### (4) 仕事と生活の両立支援

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究

##### (5) ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握、対応を検討